

深浦町

第三期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

青森県 深浦町

はじめに



急速に進む少子化の中で、未来を担う子どもたちを安心して産み、育てることができるまちづくりを推進することは、町における重要課題です。

その課題に対応するため、町では平成27年3月に「深浦町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「深浦町第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てを支援する取り組みを計画的かつ総合的に進めてまいりました。

この間も、少子化や核家族化が進んでいるとともに、共働き世帯の増加など社会環境が日々変化しているほか、児童虐待やヤングケアラーの問題、障がいなどにより特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応、子どもの貧困の解消など、子どもたちや子育てを取り巻く問題・課題がより複雑化・複合化している状況です。

また、国においては、こども基本法の成立・公布（令和4年6月）をはじめ、子ども・子育てに関わる様々な法制度の改正等が行われております。

その中で、妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口である「こども家庭センター」を中心とする、母子保健や子育て全般に関する相談支援の充実とともに、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の実施など、すべての子どもと子育て世帯を支援するための事業に取り組むことが求められております。

この度、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「深浦町第三期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念「安心して子どもを生み、健康でのびのび育つ、子どもの笑顔が輝く豊かな町づくり」の下、今の社会において必要とされる子ども・子育て施策を盛り込み、子どもたちが健やかに成長できる地域社会を目指した取り組みをさらに進めることといたしました。

基本理念の実現にあたっては、社会全体で子どもを育み、子育てを支援するという意識の共有や、町民と地域・企業との協働による取組も重要となり、次代を担う世代が住みたい、住み続けたいと思える子育ての環境の充実した取組が必要とされます。

そのためには、住民の皆さまには、今後も様々なかたちで子ども・子育てに関わりを持っていただき、関係機関・団体や事業者の皆さまとともに、地域が一体となって子ども・子育て支援を進めていきたいと考えておりますので、皆さまのより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました深浦町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和7年3月

深浦町長 平沢 一臣

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 計画の策定体制と住民意見の反映.....	5
6 県や近隣市町村との連携.....	5
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	9
1 本町における人口と子ども人口の状況.....	9
（1）人口と子ども人口の推移.....	9
（2）合計特殊出生率の推移.....	10
2 子育て世帯の状況.....	11
（1）子育て世帯の推移.....	11
（2）子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況.....	12
（3）世帯の生活状況.....	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	15
（1）就業率の推移.....	15
（2）母親の就労状況.....	16
（3）育児休業制度利用の状況.....	21
4 子育て支援事業の利用状況.....	23
（1）定期的な教育・保育事業の利用状況.....	23
（2）定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由.....	24
5 施策の進捗評価.....	26
6 本町における子育て支援に関わる課題.....	27
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念等.....	31
2 計画の基本目標.....	32
3 施策の体系図.....	33
第4章 子育てに関する施策の展開	37
基本目標 I 家庭における子育て支援.....	38
推進施策 1 子育て相談・情報提供体制の充実.....	38
推進施策 2 ひとり親家庭等への支援の充実.....	39
推進施策 3 保護者の交流・社会参加の促進.....	40
推進施策 4 保育料の経済的負担の軽減.....	40

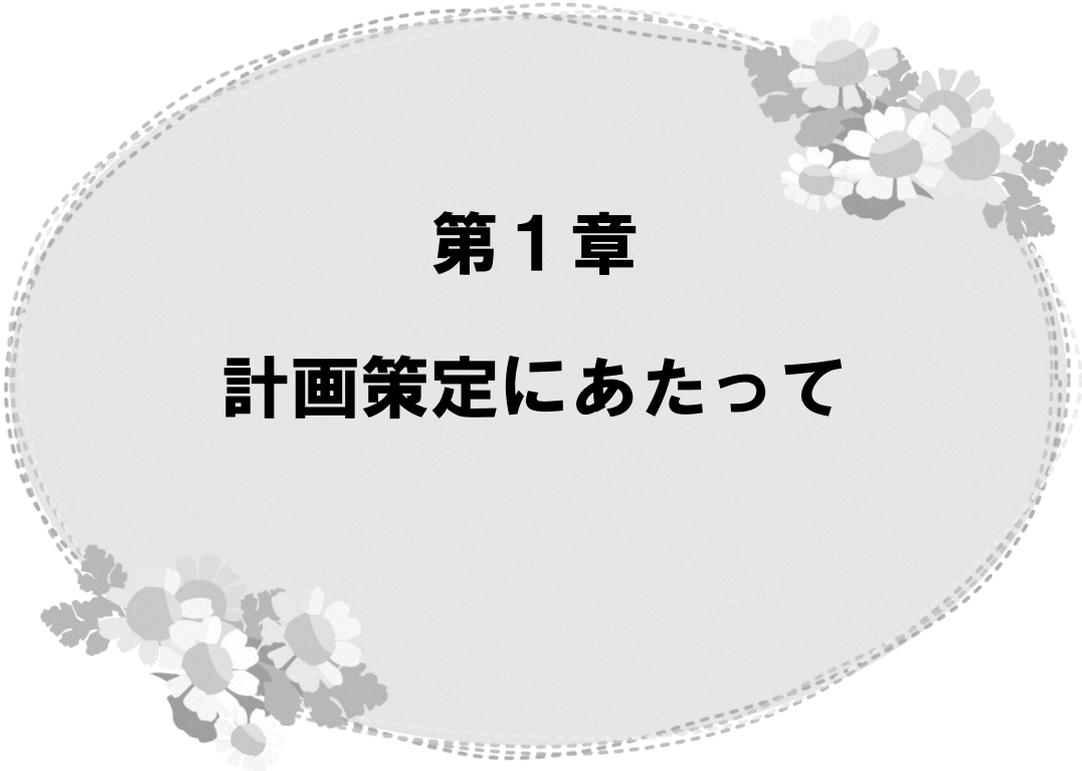
推進施策5	子どもと母親の健康の確保.....	41
推進施策6	障害のある子どもへの支援の充実.....	43
基本目標Ⅱ	子育てと仕事の両立支援.....	46
推進施策1	多様な保育サービスの充実.....	46
推進施策2	仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備.....	47
推進施策3	男女共同参画の啓発.....	47
推進施策4	仕事と家庭の調和の促進.....	48
基本目標Ⅲ	子どもの健全育成の推進.....	49
推進施策1	放課後児童対策の充実.....	49
推進施策2	多様な体験学習機会の充実.....	49
推進施策3	就学前教育・学習の充実.....	52
推進施策4	家庭教育の充実.....	53
基本目標Ⅳ	子育てに関する意識の啓発.....	54
推進施策1	地域での子育て支援の強化.....	54
推進施策2	子どもの権利を守る意識の啓発.....	54
推進施策3	子育て支援の生活環境の整備.....	55
推進施策4	子どもの安全の確保.....	57
第5章	子ども・子育て支援事業の展開.....	61
1	教育・保育事業等の提供区域.....	61
2	教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計.....	62
	(1) 推計の手順.....	62
	(2) 子ども人口の推計.....	63
	(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計.....	64
3	教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	65
	(1) 施設型事業.....	65
	(2) 地域型保育事業.....	67
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	70
	(1) 相談支援事業.....	70
	(2) 訪問系事業.....	72
	(3) 通所系事業.....	74
	(4) その他事業.....	77
5	総合的な子どもの放課後対策の推進.....	82
	(1) 放課後児童対策パッケージの趣旨.....	82
6	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	84
	(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方.....	84
	(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援.....	84
	(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実.....	84
	(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携.....	85
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項.....	85

第6章	こどもの貧困の解消に向けた対策	89
1	こどもの貧困の解消に向けた対策について	89
2	市町村計画	89
3	本町における取り組み	89
第7章	計画の推進・評価体制	95
1	計画の推進体制	95
2	計画の公表及び周知	95
3	計画の進行管理と評価・点検	96
第8章	母子保健に関する施策の取組	99
1	深浦町が進める母子保健の取組	99
	基盤目標1 安心、安全な妊娠・出産・育児ができる	99
	基盤目標2 乳幼児期から規則正しい生活習慣を身につけ、親も子も健やかに成長し、笑顔で生活できる	100
	基盤目標3 地域に守られながら、子ども自らこころとからだの健康を考え行動できる力がつく	101
	基盤目標4 親が心にゆとりをもち子育てできる	102
2	計画を着実に進めるために	103
	(1) 深浦町母子保健計画（第2次）・健やか親子ふかうら21計画の周知	103
	(2) 国や県との連携	103
資料編	107
1	幼児教育・保育の無償化について	107
	(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯	107
	(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨	108
	(3) 無償化の対象者・対象範囲等	109
2	深浦町 子ども・子育て会議条例	111
	(1) 設置要綱	111
	(2) 委員名簿	112
	(3) 会議の開催日と審議内容	113

◆年号記載方法について

2019年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。

なお、グラフ及び表における記載は西暦表記としております。



第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

深浦町（以降「本町」という。）では、2012（平成24）年8月に「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズの把握、町内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「深浦町子ども・子育て支援事業計画」を2015（平成27年）に第一期、2020（令和2年）に第二期を策定し、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を計画的に推進してきました。

しかし、少子化の進行は留まることなく、加えて家庭や経済的な要因を背景とした厳しい状況下にある子どもの貧困問題が表面化したことから、国は女性の就業率の向上と保育の受け皿の整備を図るために2017（平成29）年6月「子育て安心プラン」を公表しました。また、2019（令和元）年10月に幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設しました。

2021（令和3）年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」こととし、2023（令和5）年には、こども基本法が施行され、こども家庭庁が創設されました。そこで、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担うこととなり、子ども・子育て支援事業計画を含む、こども施策は、こども家庭庁に移管されました。

このような流れを受け、本町においても「安心して子どもを生み、健康でのびのび育つ、子どもの笑顔が輝く豊かな町づくり」を基本理念に推進してきた第二期計画について、施策・事業の進捗評価ならびに事業量等の見直しを行い、引き続き、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保及び提供体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てることができるように母子保健計画と子どもの貧困対策計画を一体的に推進する新たな計画として「深浦町第三期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画をもとに、次世代育成支援対策推進法等による関連する諸制度の施策と連携しながら、本町に居住する社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、町民ニーズに寄り添った質の高い教育・保健・保育及び地域子ども・子育て支援事業並びに子どもの貧困対策事業、母子保健事業を計画的に推進し、実施することとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

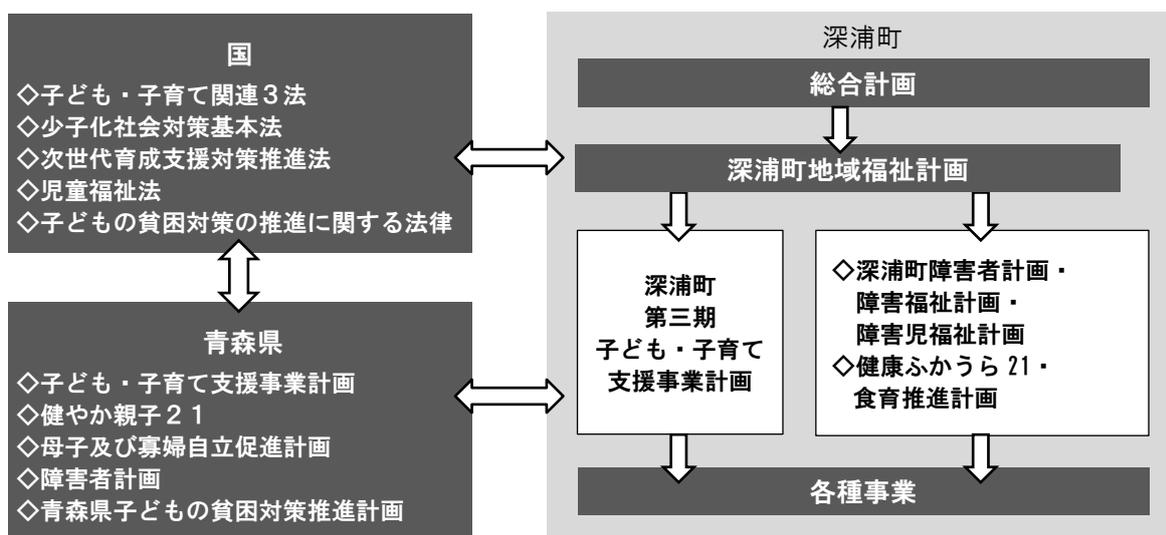
また、2024（令和6）年5月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が令和17年3月まで延長されたため、これまで本町が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけます。

さらに、放課後児童対策パッケージ（令和5年12月25日発出）に基づく「放課後児童対策の推進に関する行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定により定める「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、国民健康運動計画である『健やか親子21（第2次）』で示された課題や指標を基本とした「母子保健計画」としての内容も包含するものです。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、関連する「深浦町第二次総合計画」「深浦町地域福祉計画」「深浦町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康ふかうら21計画」との整合性を図りました。

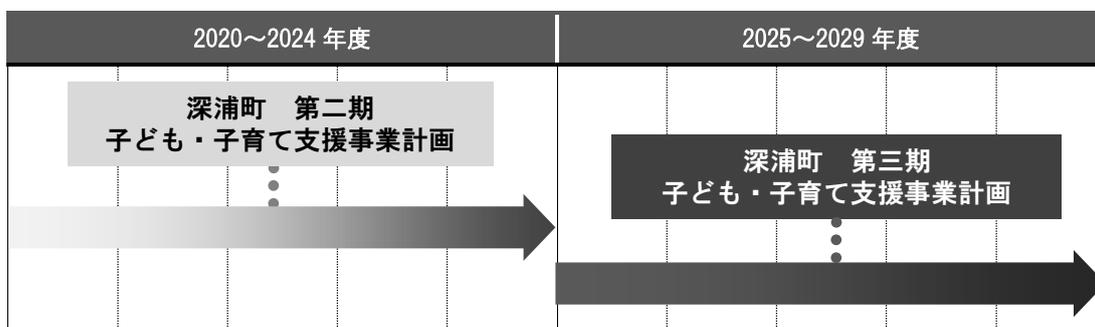
■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とし、2024（令和6）年度に策定しました。

■ 計画期間



5 計画の策定体制と住民意見の反映

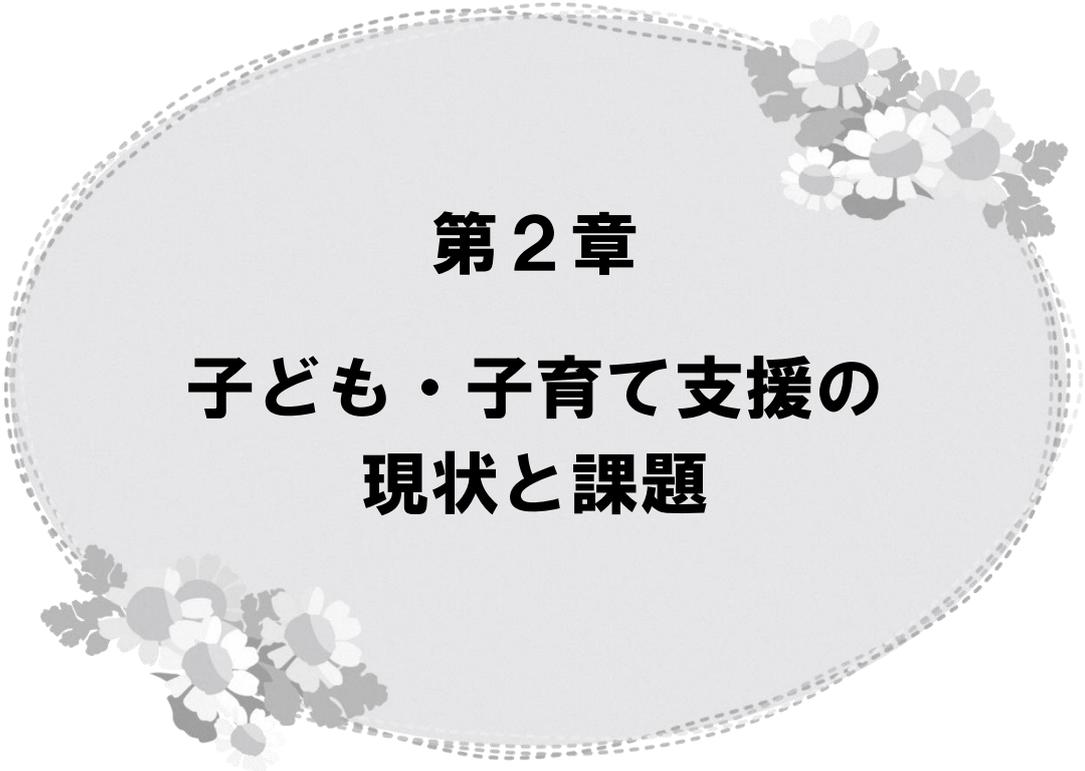
本計画の策定体制としては、町民公募委員、学識経験者、関係団体代表などの委員で構成される「深浦町子ども・子育て会議」を設置しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画書に反映しました。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2023（令和5）年11月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の子育て支援等に関わるニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の基礎資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民から得られた計画に対する意見等を精査しながら会議で協議し、必要に応じて計画書への反映に努めました。

6 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署及び県と協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、県と恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなどの連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

A decorative oval frame with a dashed border and floral patterns at the top-right and bottom-left corners. The frame contains the chapter title.

第2章

子ども・子育て支援の 現状と課題

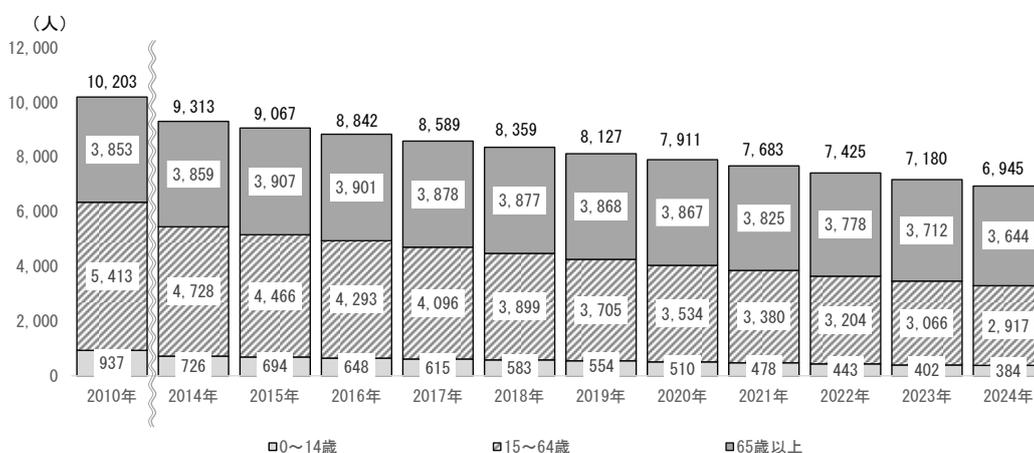
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本町における人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子ども人口の推移

本町の人口は2010（平成22）年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、老年人口（65歳以上）は2015（平成27）年をピークに以降はやや減少傾向にあり、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は大きく減少しています。

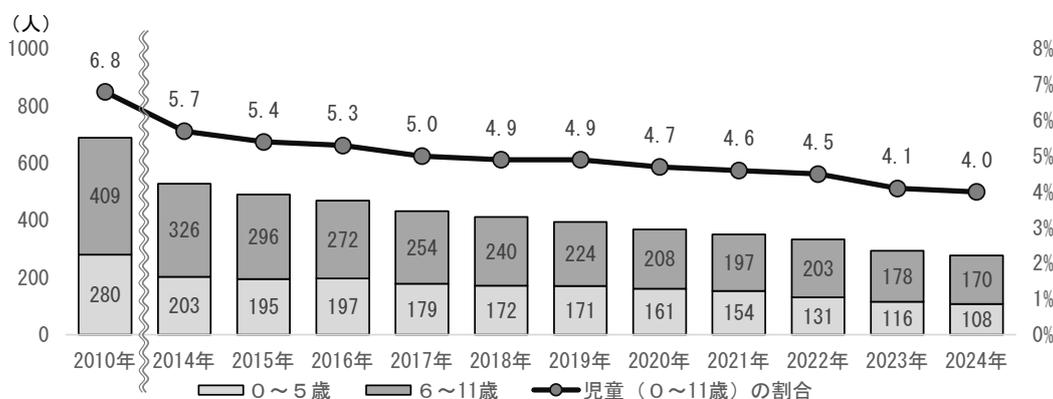
■ 3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口は、2010（平成22）年から2024（令和6）年までに0～5歳、6～11歳ともに5割以上減少しています。また、総人口に対する児童の割合は、2010（平成22）年から2024（令和6）年にかけて2.8%の減少となっています。

■ 子ども人口の推移

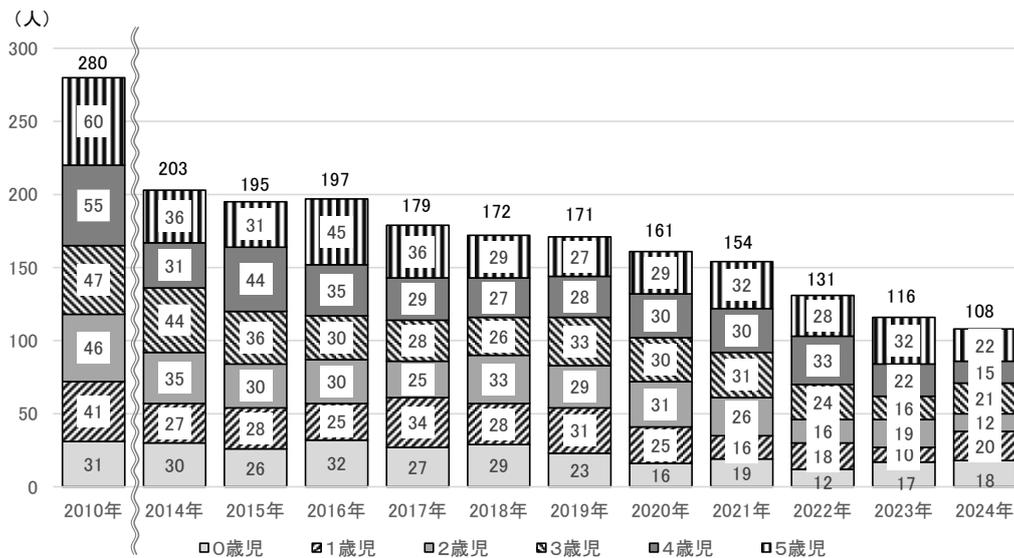


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに、就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2009（平成21）年から2019（平成31）年にかけていずれの年齢も減少し、全体では135人（61.4%減）減少しています。このように0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから、今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

■ 0～5歳児の人口推移

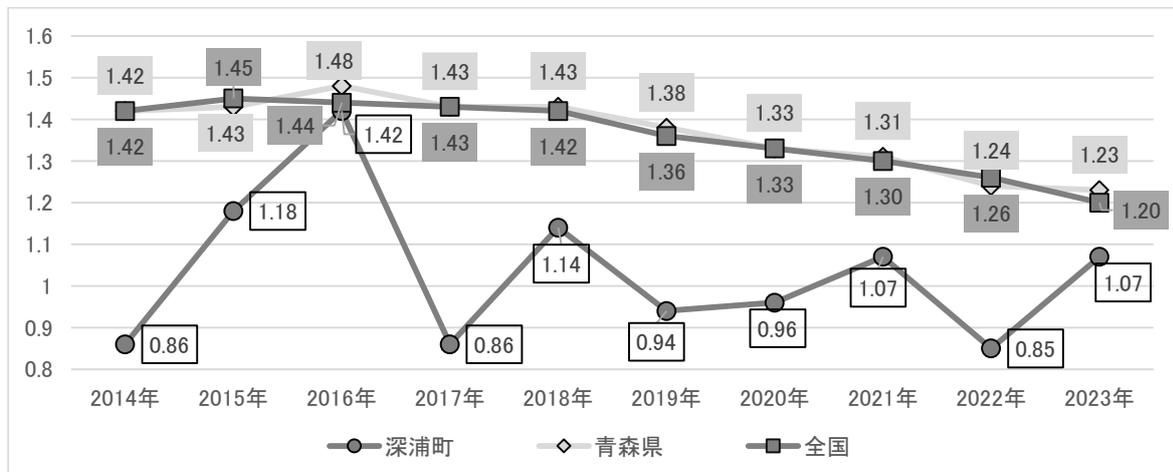


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、2014（平成26）年から2023（令和5）年にかけて0.85から1.42の間で推移しており、すべての年で全国及び青森県よりも低くなっています。

■ 合計特殊出生率の推移

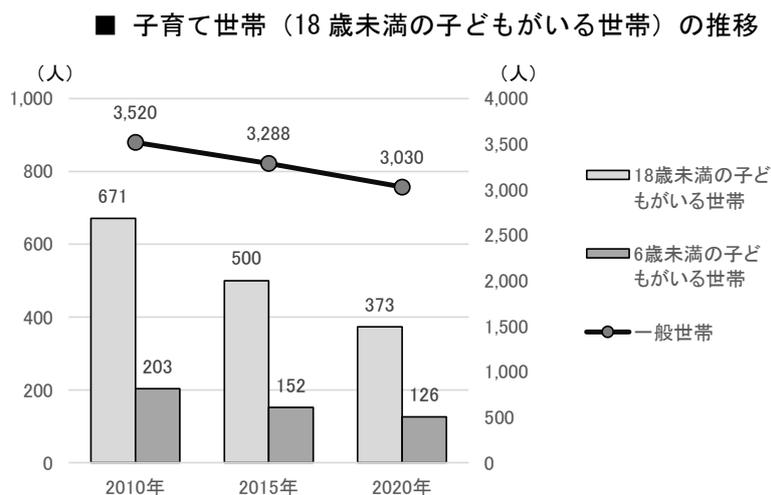


資料：【国・県】青森県の人口動態統計
【深浦町】「保健活動のまとめ」健康推進課

2 子育て世帯の状況

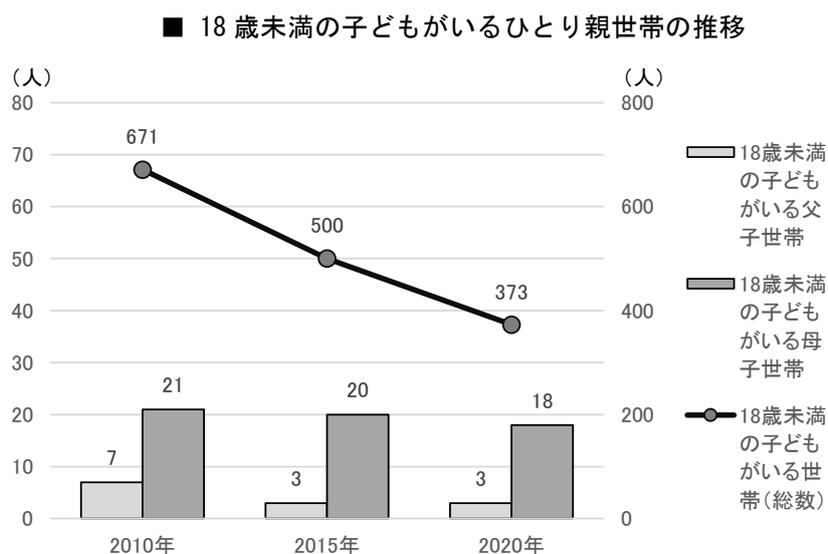
(1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少しています。



資料：国勢調査

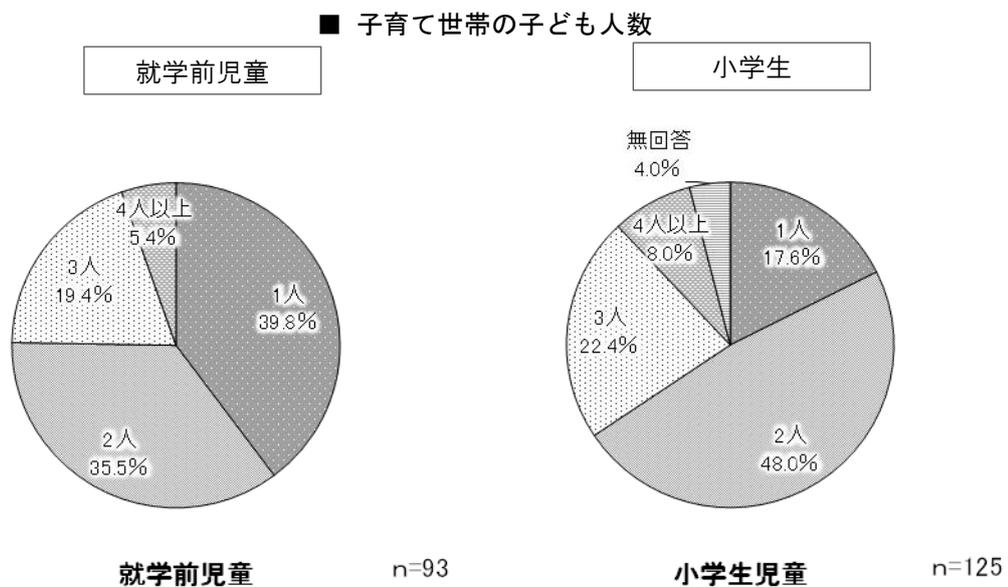
18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、18歳未満の子どもがいる総世帯数は大きく減少している一方、ひとり親世帯の父子世帯は減少し、母子世帯は横ばい傾向となっています。



資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子ども的人数と主な保育者の状況

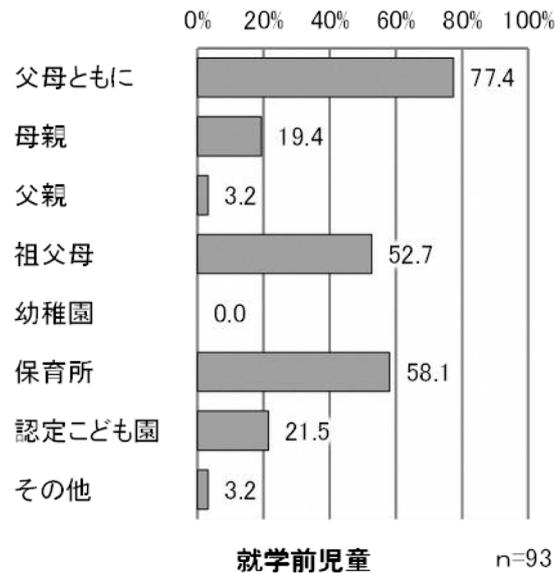
調査結果から子育て世帯の子ども的人数をみると、就学前児童の世帯では「1人」、「2人」、「3人」の順、小学生の世帯では「2人」、「3人」、「1人」の順となり、「2人」以上の世帯の割合は、就学前児童で60.3%、小学生で78.4%となり、小学生の世帯が18.1ポイント高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

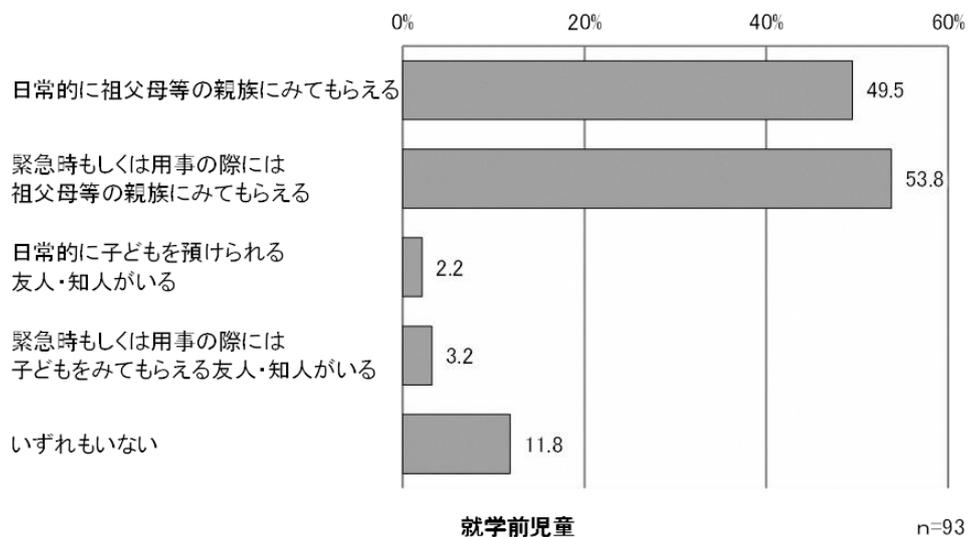
就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「父母ともに」（77.4%）が最も高く、次いで「保育所」（58.1%）、「祖父母」（52.7%）となっています。

■ 日常的に子育てに関わっている方（施設含む）



主な親族等協力者が「いずれもない」は11.8%となっています。

■ 主な親族等協力者の状況



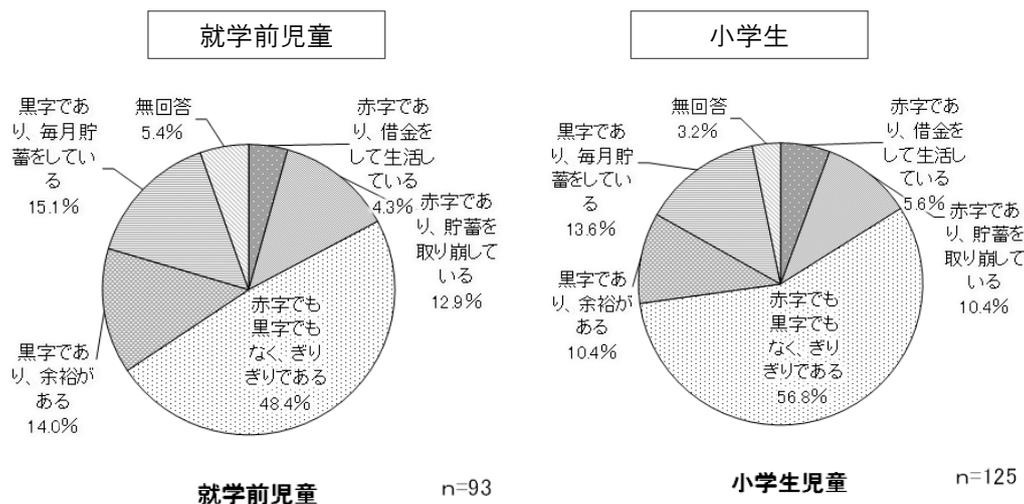
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 世帯の生活状況

子育て世帯の家計の状況をみると、就学前児童の家庭では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」(48.4%)が最も高く、次いで「黒字であり、毎月貯蓄をしている」(15.1%)、「黒字であり、余裕がある」(14.0%)となっています。

小学生の家庭では、就学前児童の家庭では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」(56.8%)が最も高く、次いで「黒字であり、毎月貯蓄をしている」(13.6%)、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」と「黒字であり、余裕がある」が同率で10.4%となっています。

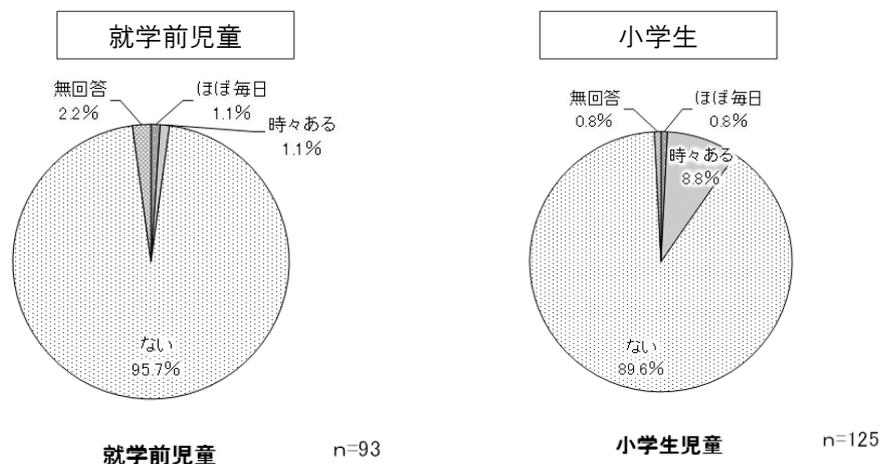
■ 家庭の家計の状況



平日の夕方から夜の時間帯に、子どもだけで過ごすことの有無については、就学前児童の家庭では、「ない」が最も高く95.7%、次いで「ほぼ毎日」と「時々ある」が同率で1.1%となっています。

小学生の家庭では、「ない」が最も高く89.6%、次いで「時々ある」が8.8%、「ほぼ毎日」が0.8%となっています。

■ 平日の夕方から夜の時間帯に、子どもだけで過ごすこと

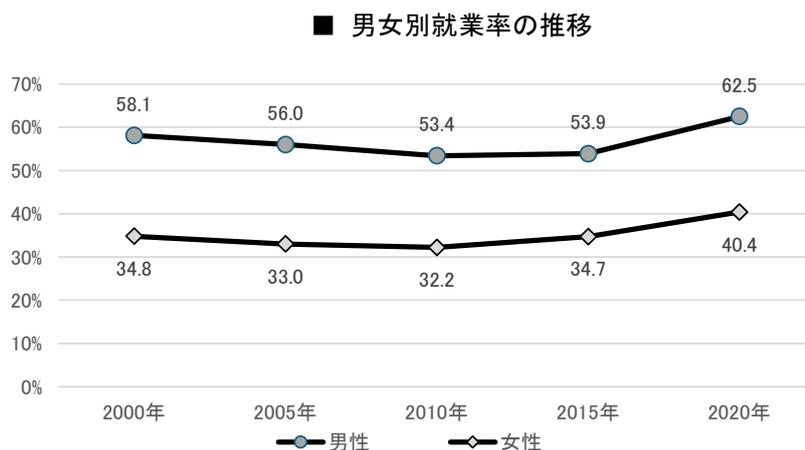


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

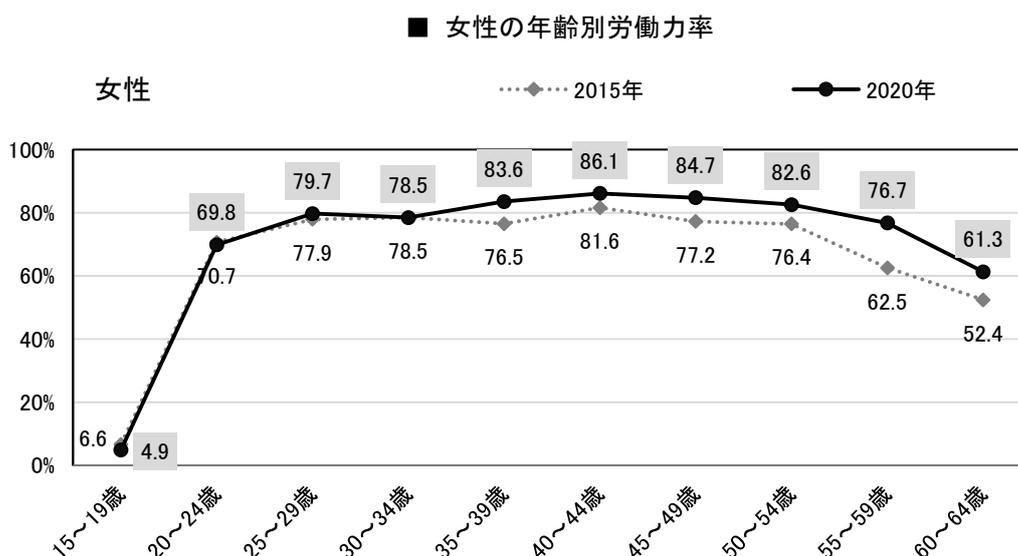
(1) 就業率の推移

本町の15歳以上の就業率をみると、2010（平成22）年まで男女ともに低下傾向にありましたが、2015（平成27）年以降は男女ともに上昇しています。



資料：国勢調査

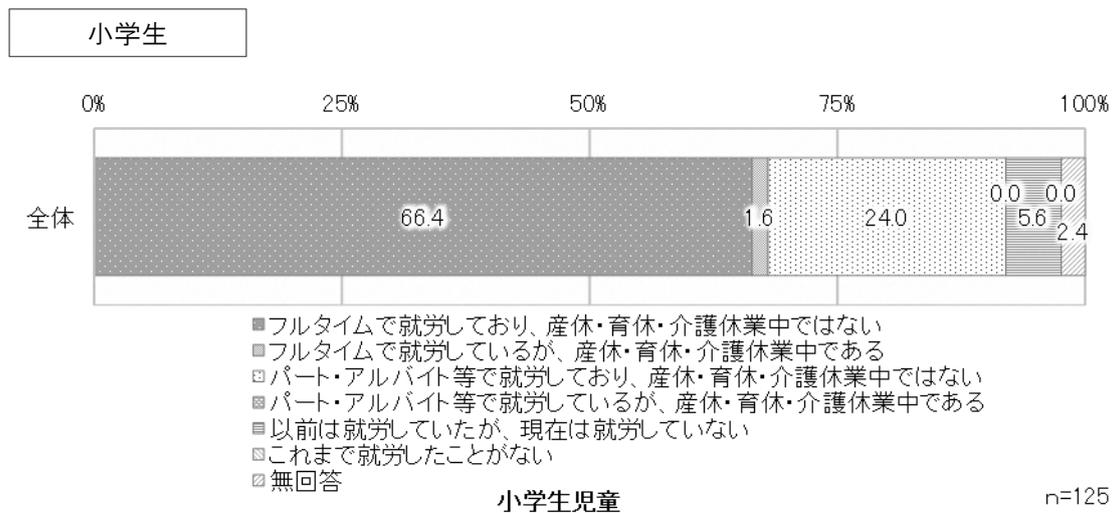
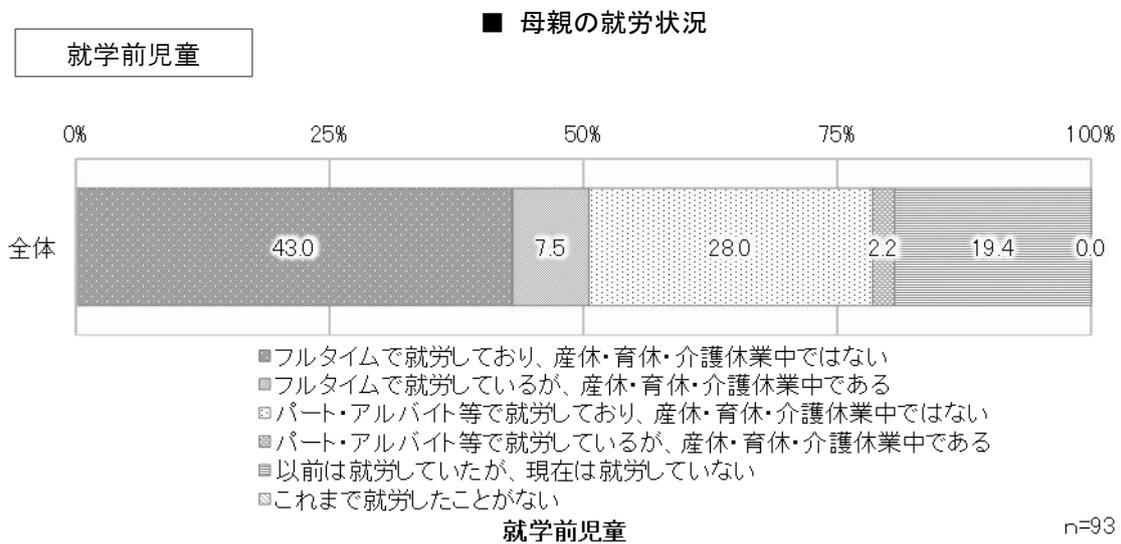
女性の年齢別労働力率の推移をみると、「15～19歳」を除いて、すべての年代で2020（令和2）年が高くなっています。また、「35～54歳」では、8割以上となっています。



資料：国勢調査

(2) 母親の就労状況

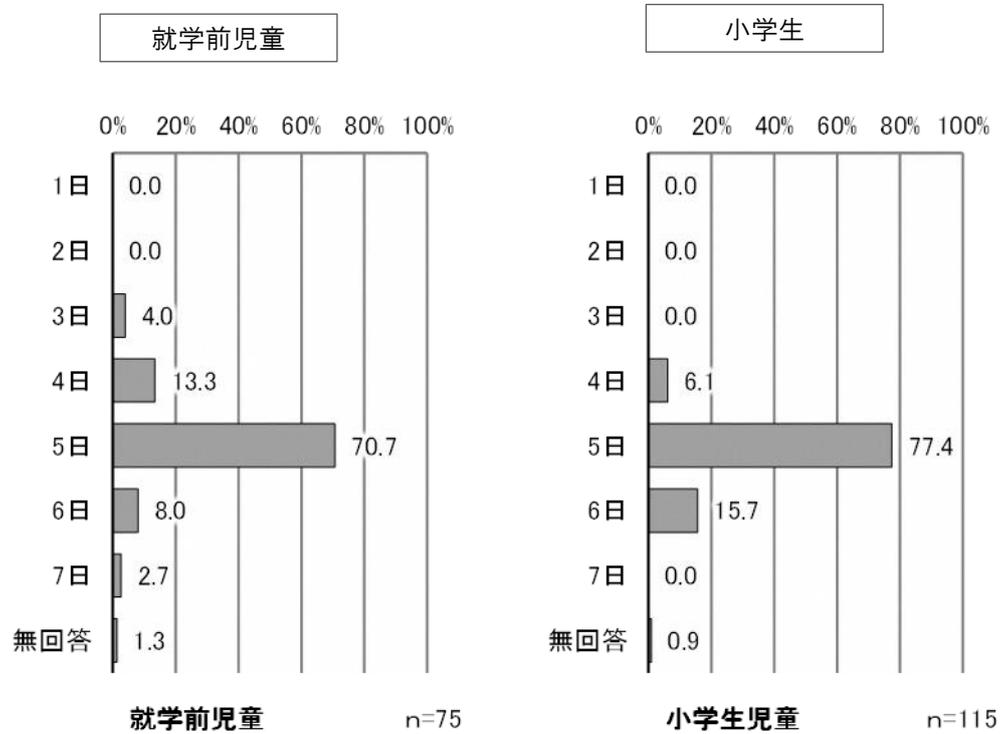
「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している母親は、就学前児童で80.7%、小学生で92.0%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」(70.7%・77.4%) が最も高くなっています。

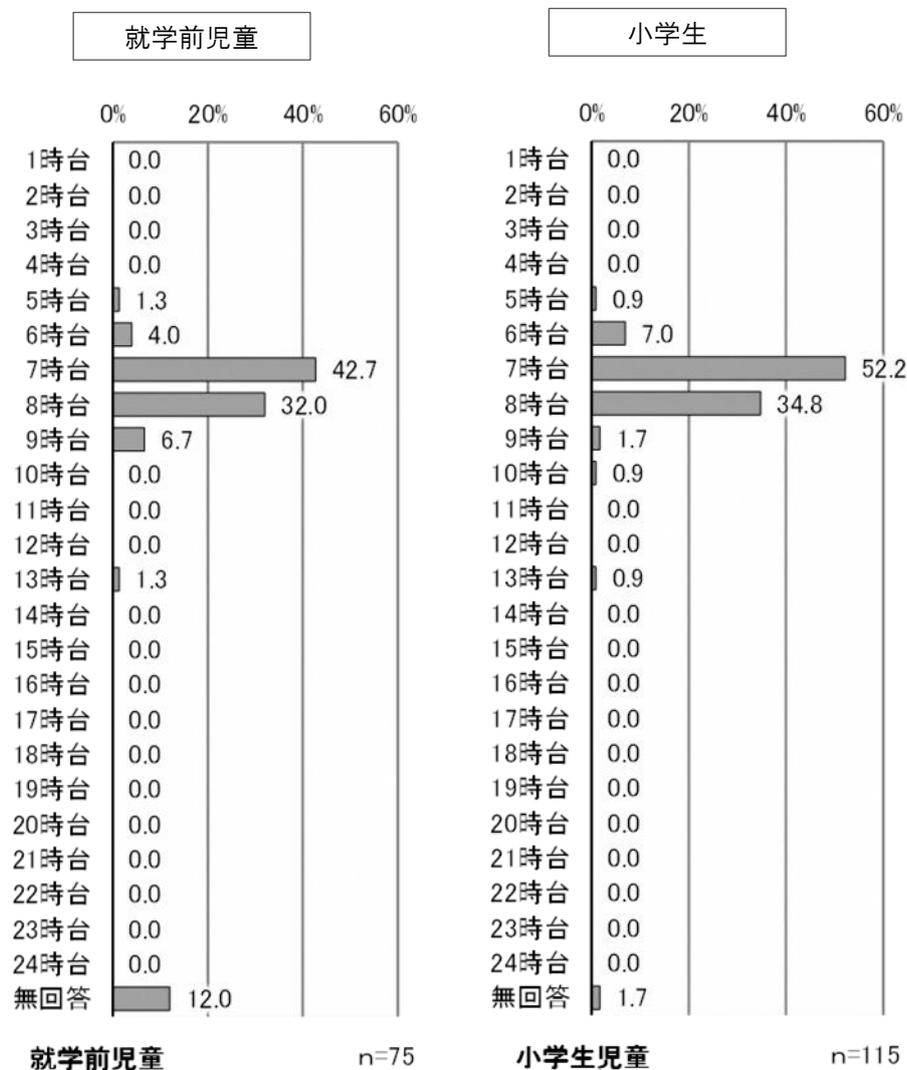
■ 母親の就労日数（1週当たり）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の出勤時間は、就学前児童・小学生ともに「7時台」（42.7%・52.2%）が最も高く、次いで「8時台」（32.0%・34.8%）となっています。

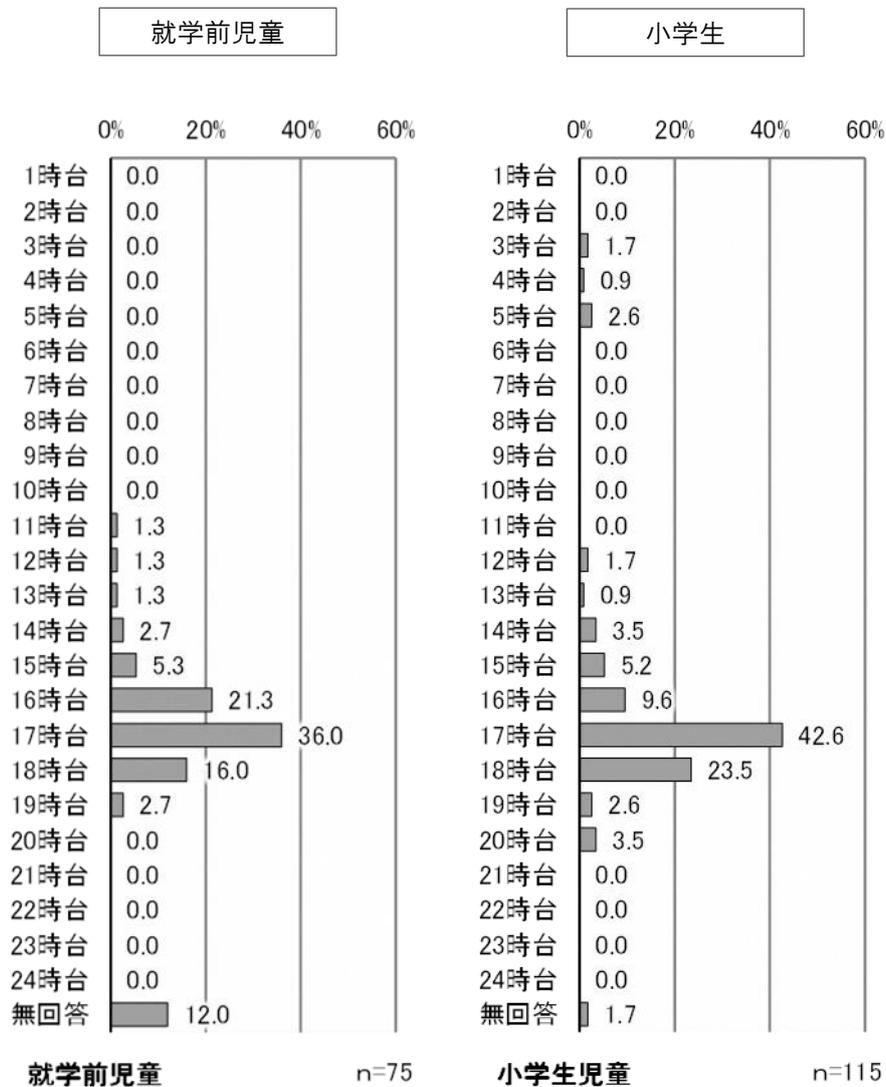
■ 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「17時台」（36.0%・42.6%）が最も高く、次いで就学前児童が「16時台」（21.3%）、小学生が「18時台」（23.5%）となっています。

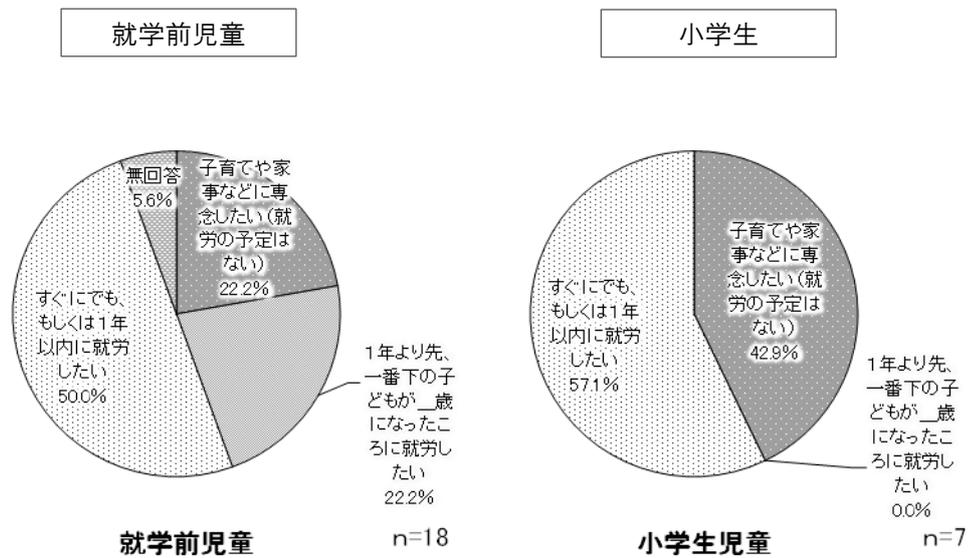
■ 母親の帰宅時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

現在就労していない母親の就労希望をみると、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」は就学前児童で22.2%、小学生で0.0%、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」は就学前児童で50.0%、小学生で57.1%となっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向

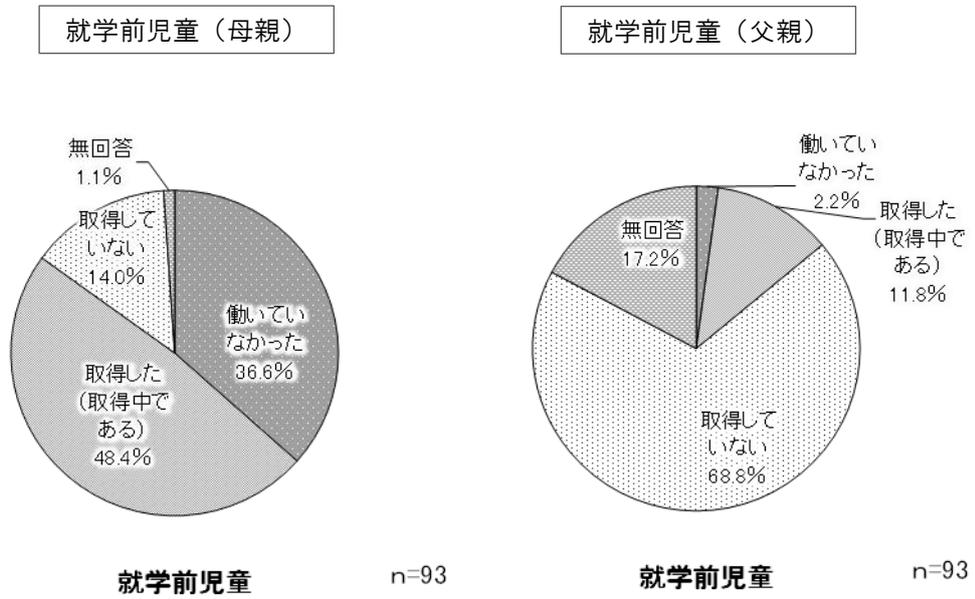


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は48.4%となっているのに対し、父親は11.8%と低い状況です。

■ 育児休業制度の利用状況

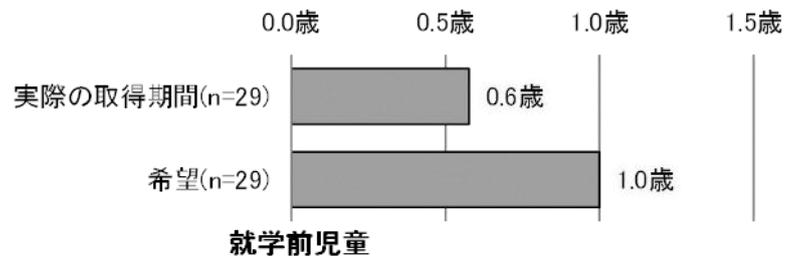


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢をみると、実際の取得期間は平均で0.6歳、希望の取得期間は平均で1.0歳となっています。

■ 育児休業から復帰したときの子どもの月齢

就学前児童（母親）

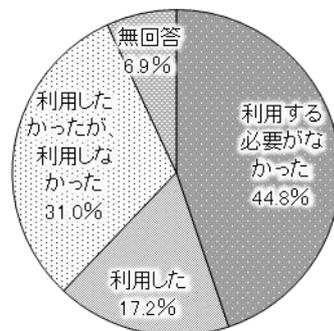


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親が職場復帰時に短時間勤務制度を「利用した」（17.2%）となっており、「利用しなかったが利用しなかった」（31.0%）が高くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況

就学前児童（母親）



就学前児童 n=29

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

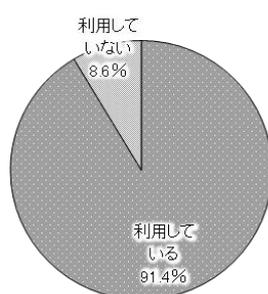
4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は91.4%となっています。利用している教育・保育事業は、「認可保育所」(70.6%)が最も高く、次いで「認定こども園」(27.1%)となり、利用希望と比較すると「認可保育所」で8.2ポイント高く、「認定こども園」で5.2ポイント低くなっています。

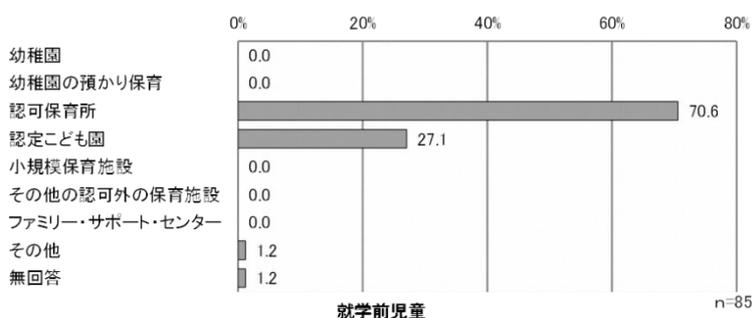
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童

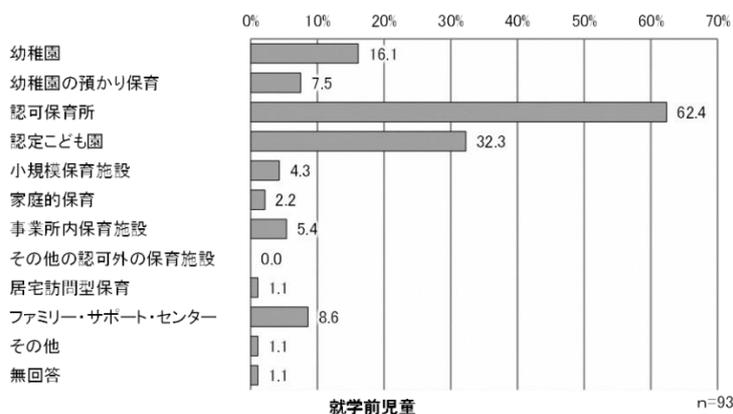


就学前児童 n=93

■ 利用している定期的な教育・保育事業



■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業

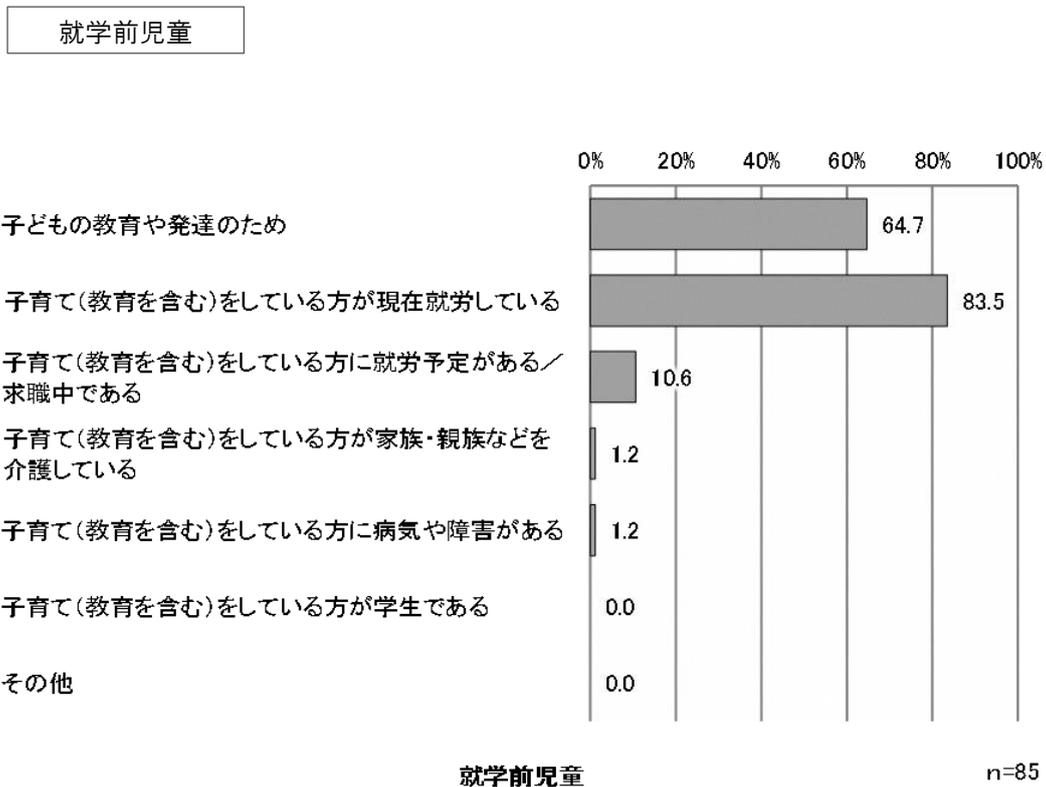


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(83.5%)が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(64.7%)となっています。

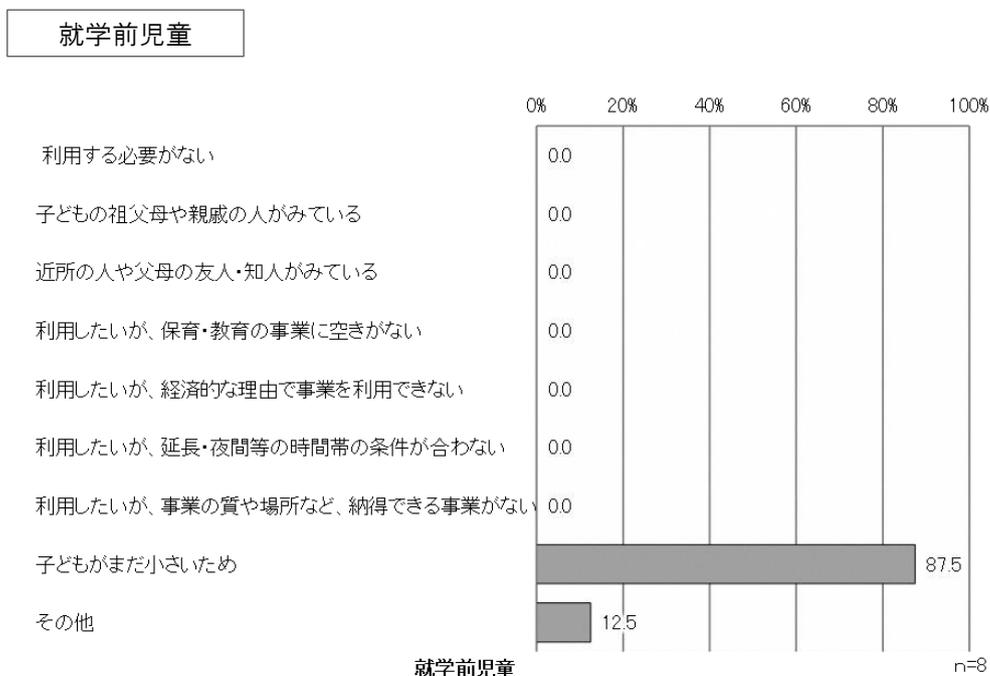
■ 平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由



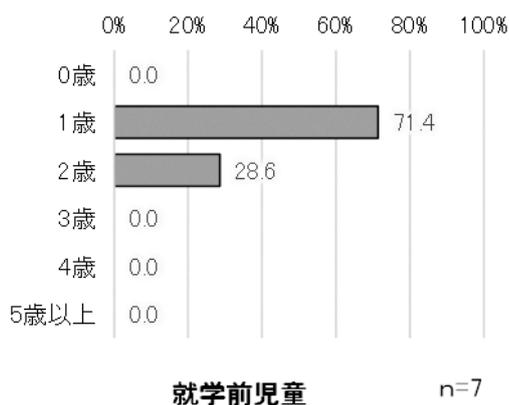
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」(87.5%)が最も高くなっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方のうち71.4%が「1歳」、28.6%が「2歳」で利用しようと考えています。

■ 教育・保育事業を利用していない理由



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 施策の進捗評価

第二期計画は、4つの基本目標と18施策70事業により構成され、その結果として目標達成できた36事業（50.7%）、推進できた28事業（39.4%）、実施中である4事業（5.6%）、実施したが見直しが必要な1事業（1.4%）、未実施1事業（1.4%）という進捗評価となりました。

見直しが必要な事業は、基本目標Ⅲの推進施策2「多様な体験学習機会の充実」の『外国語学習支援事業』となっており、未実施の事業は、基本目標Ⅲの推進施策2「多様な体験学習機会の充実」の『ふるさと食の伝承推進事業』となっています。

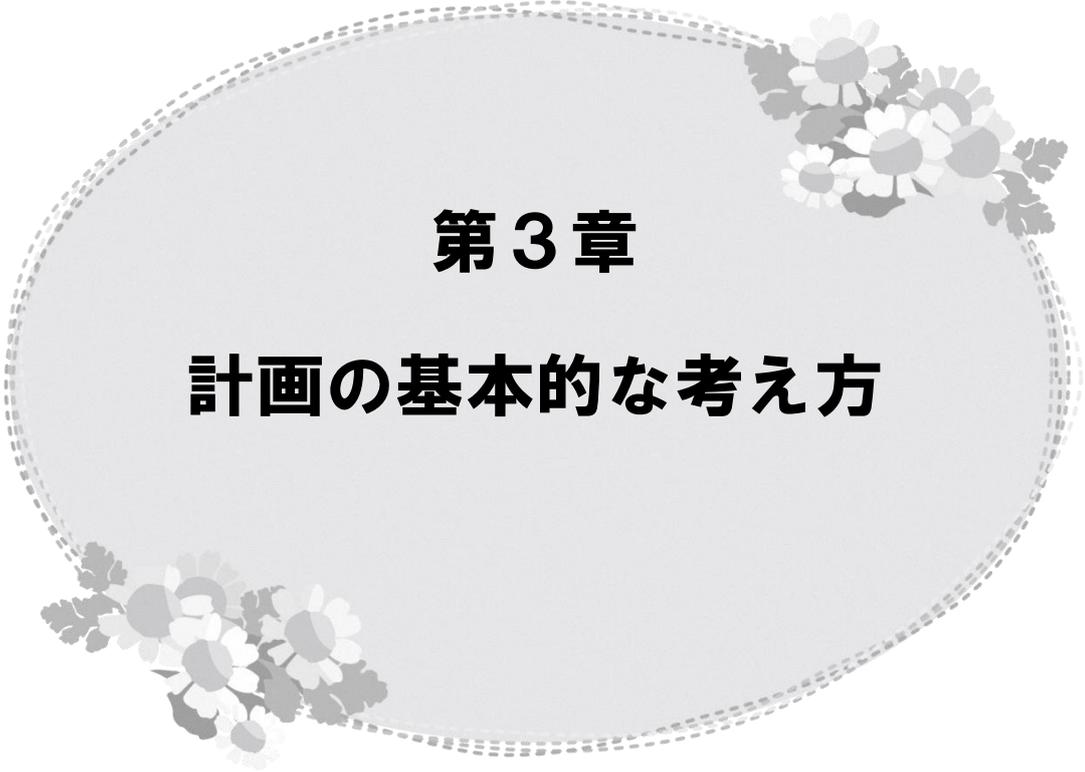
■ 第二期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中	見直し必要	未実施
計画全体	70	36	28	4	1	1
基本目標Ⅰ 家庭における子育て支援	34	20	13	1	0	0
1 子育て相談・情報提供体制の充実	7	4	3	0	0	0
2 ひとり親家庭等への支援の充実	3	2	1	0	0	0
3 保護者の交流・社会参加の促進	1	0	1	0	0	0
4 保育料の経済的負担の軽減	1	1	0	0	0	0
5 子どもと母親の健康の確保	13	9	3	1	0	0
6 障害のある子どもへの支援の充実	9	4	5	0	0	0
基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立支援	10	6	4	0	0	0
1 多様な保育サービスの充実	7	5	2	0	0	0
2 仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備	1	0	1	0	0	0
3 父親の子育て参加の促進	1	1	0	0	0	0
4 仕事と家庭の調和の促進	1	0	1	0	0	0
基本目標Ⅲ 子どもの健全育成の推進	13	2	7	2	1	1
1 放課後児童対策の充実	1	1	0	0	0	0
2 多様な体験学習機会の充実	7	1	3	1	1	1
3 就学前教育・学習の充実	3	0	3	0	0	0
4 家庭教育の充実	2	0	1	1	0	0
基本目標Ⅳ 子育てに関する意識の啓発	13	8	4	1	0	0
1 地域での子育て支援の強化	2	0	2	0	0	0
2 子どもの権利を守る意識の啓発	3	2	0	1	0	0
3 子育て支援の生活環境の整備	5	4	1	0	0	0
4 子どもの安全の確保	3	2	1	0	0	0

6 本町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第二期計画の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

- 課題1 2023（令和5）年における本町の合計特殊出生数率（1.07）は、国（1.20）や県（1.23）よりも低い状況にあるため、2人以上の子どもがいる家庭であっても、安心して育てられるような社会環境づくりの必要があります。
- 課題2 本町の子ども・子育て支援に係る施策や環境に対する保護者の評価は、就学前児童では過半数から概ね評価されている一方、小学生では過半数から評価されていないニーズ調査の結果となりました。今後は評価を引き上げるために、現在実施している事業に対して、様々なニーズに即した対策見直し・改善を図り、より満足な事業展開及び環境整備を促進していく必要があります。
- 課題3 就労中の母親が「小1の壁」を乗り越えるためには、放課後児童クラブ事業を推進し、放課後児童対策を充実、さらには短時間就労へ円滑な移行ができるために企業の理解が得られるような啓蒙活動をしていく必要があります。
- 課題4 周囲の援助が得られない子育て環境にある母親や、だれも相談できる人や相談機関がない孤立した環境にある母親には、公的機関や地域の人たちが支援できるよう地域ネットワークの充実とともに、地域の子育て支援拠点事業を拡充していく必要があります。
- 課題5 経済的な理由で教育・保育事業を利用できない家庭がないように、これに対応できる施策とともに、すでに実施されている子育てに要する教育費や医療費などの費用負担が軽減できる施策を継続する必要があります。

A decorative oval frame with a dashed border and floral patterns at the top and bottom. The text is centered within the oval.

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

第一期計画及び第二期計画においては、「深浦町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏まえ、少子化の進展等に対応するとともに、子どもの健やかな成長が尊重される環境づくりの基本方針として、子どもを安心して産み育てることができる基盤を整備し、未来に夢や希望の持てる地域社会を実現することを目指して、基本理念を定めた経緯があります。

本計画では、これまでの基本理念を継承し、子ども・子育て支援はすべての子どもが健やかに成長できるよう良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の子育てにおける経済的負担の軽減に適切に配慮し、施策を推進します。

== 基本理念 ==

安心して子どもを生み、健康でのびのび育つ、
子どもの笑顔が輝く豊かな町づくり

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、次の4つを基本目標として地域共生社会を目指すことを意識し、子ども・子育て支援に係る様々な施策を推進します。

基本目標Ⅰ 家庭における子育て支援

家庭は子どもが健やかに育つ基盤であり、子育ての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもとに、子どもの発達に応じた子育てができるよう、子育て相談や経済的支援等家庭における子育て支援の充実に努めます。

基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事が両立できるよう多様な保育サービスを提供するとともに、子育てに配慮した就業環境づくりを企業・事務所等に働きかけ、仕事と生活の両立を支援します。また、父親が子育てに目を向けて、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていくことを目指します。さらに、企業や個人に対して仕事と家庭の調和に向けた取組の促進を図ります。

基本目標Ⅲ 子どもの健全育成の推進

放課後の子どもの安全安心な居場所として放課後児童クラブを実施し、多様な体験学習等を通して、子どもの健全育成に努めるとともに、学校、家庭、地域の連携を図り、少子化に対応した子どもや親の仲間づくりを支援する仕組みづくり、拠点づくりを推進します。

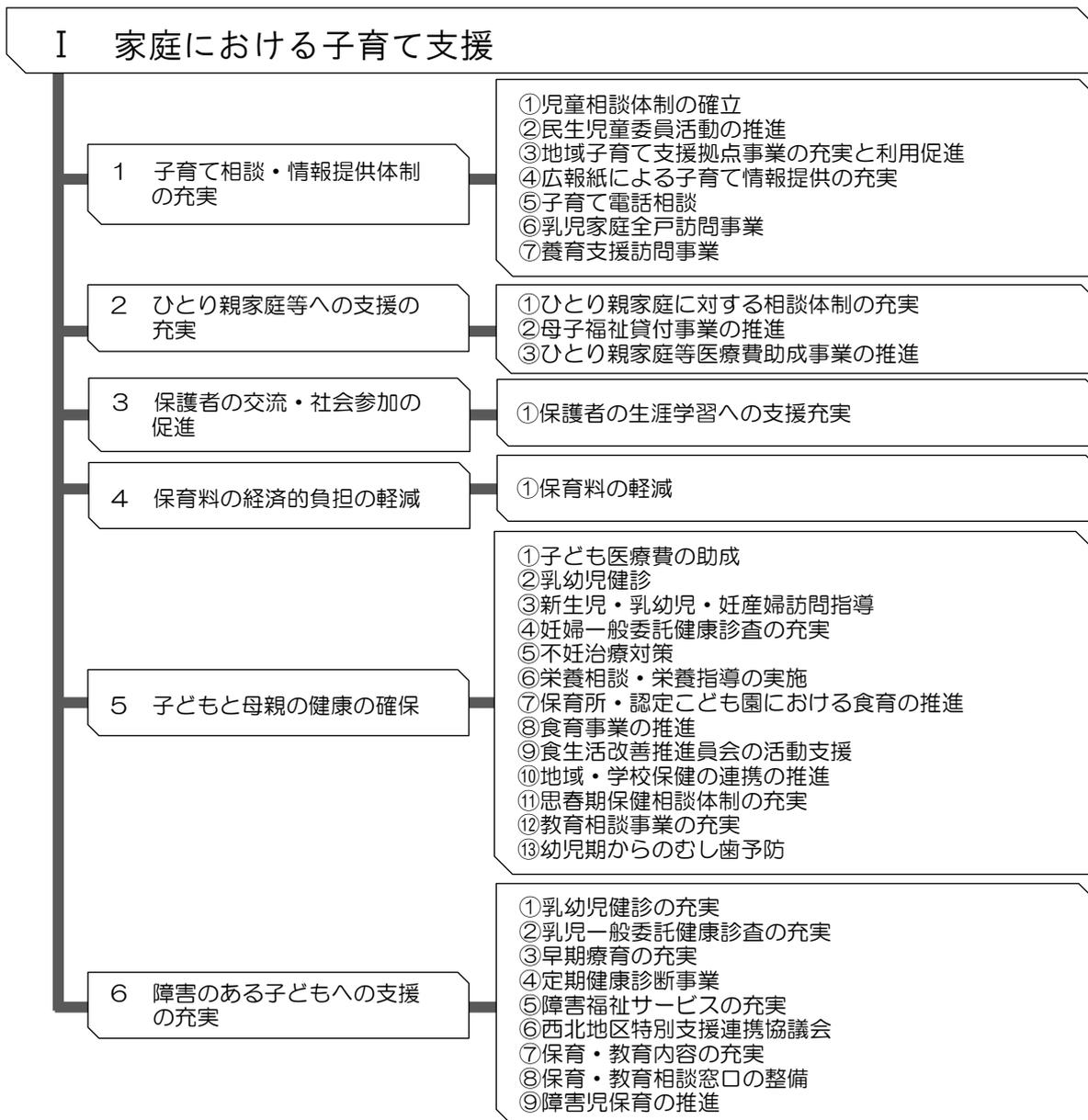
基本目標Ⅳ 子育てに関する意識の啓発

子どもが健やかに伸び、育つ権利を尊重するとともに、町民の一人として主体的に社会参画できるよう支援します。また、家事・育児等の男女間の格差を解消するために、男女ともに妊娠、出産、子育てに関する学習の機会に恵まれるよう支援します。

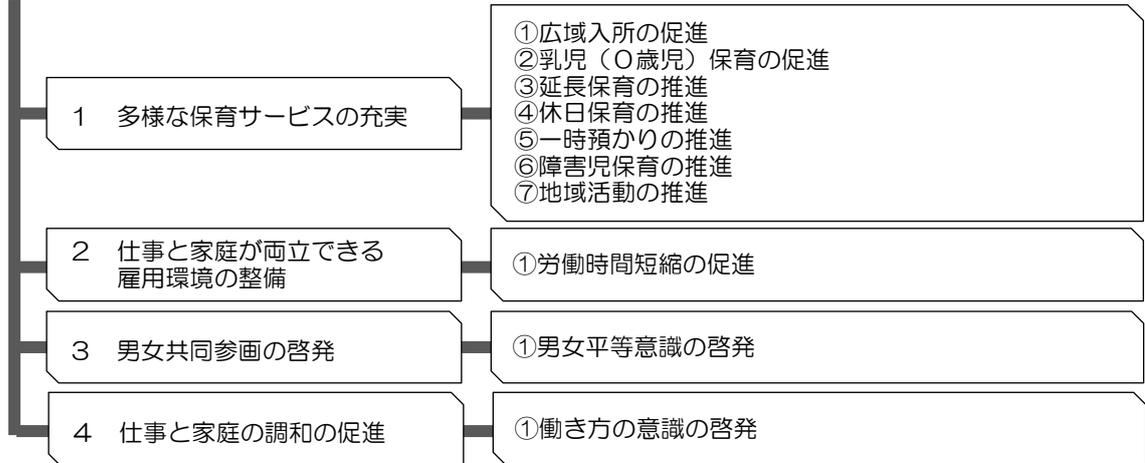
3 施策の体系図

《基本理念》

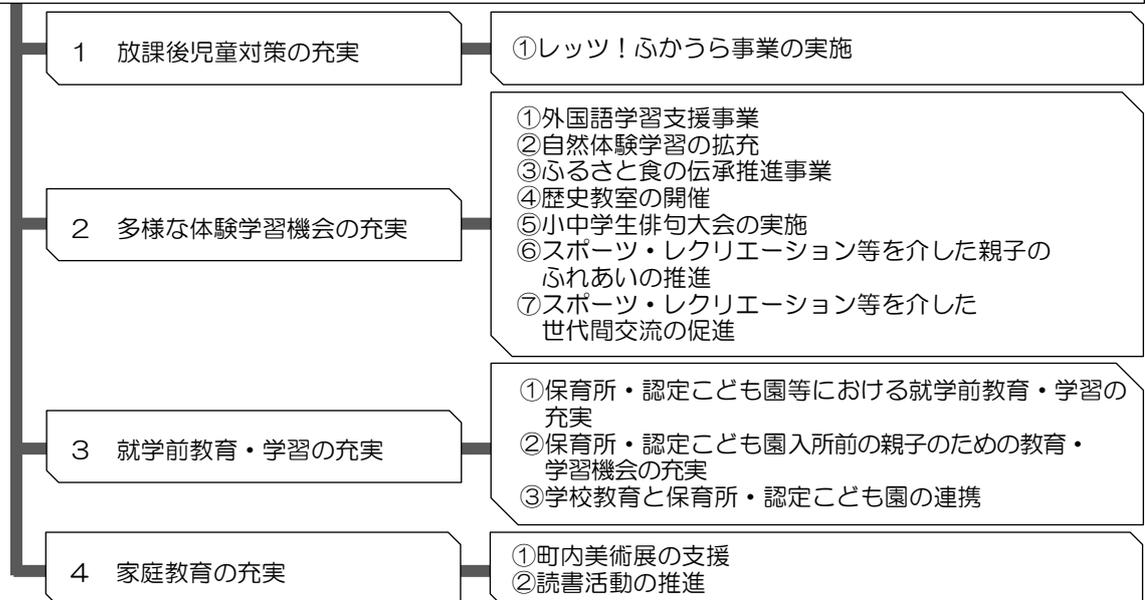
安心して子どもを生み、健康でのびのび育つ、
子どもの笑顔が輝く豊かな町づくり



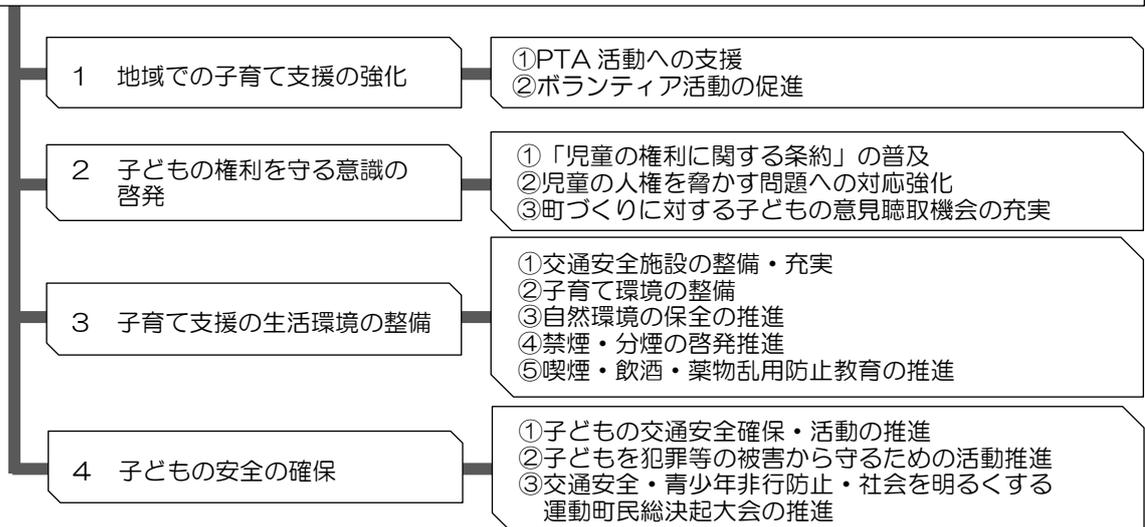
II 子育てと仕事の両立支援

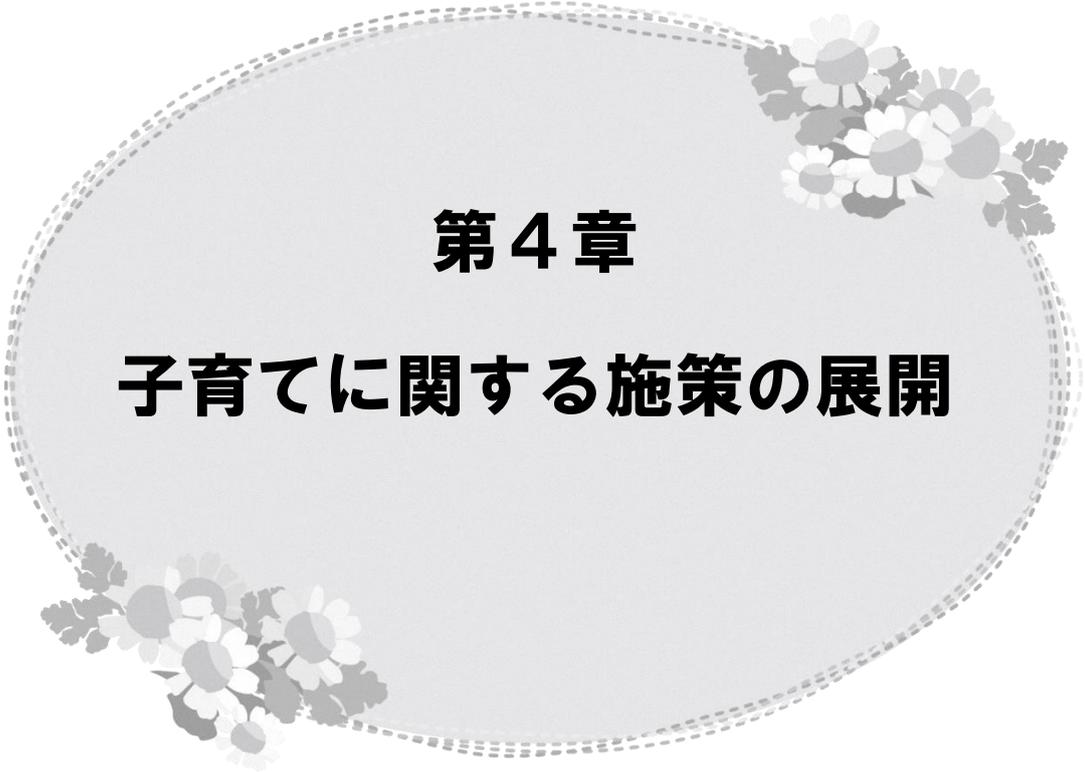


III 子どもの健全育成の推進



IV 子育てに関する意識の啓発





第4章

子育てに関する施策の展開

第4章 子育てに関する施策の展開

2024（令和6）年5月に次世代育成支援対策推進法が改正され、有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られます。次世代育成支援対策推進法が一部改正され有効期限が延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）も改正されました。

本町ではこの指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）より一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。今般、第二期計画の期間満了に伴い必要な見直しを2024（令和6）年度までに行い、2025（令和7）年度からの5か年を期間とする本計画においても必要な施策を盛り込みました。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正や本町の現状と課題や今後の施策の方向性を踏まえた結果、必要な施策について追加・修正を行いました。

第二期計画における施策の評価ランクは、以下のとおりです。

◆ 各施策の評価指標 ◆

- 「A」：目標達成
- 「B」：推進できた
- 「C」：実施中である
- 「D」：実施したが見直しが必要
- 「E」：未実施

基本目標Ⅰ 家庭における子育て支援

推進施策1 子育て相談・情報提供体制の充実

- 核家族や共働き家庭の増加等、ライフスタイルの変化・多様化に合わせて、子どもの成長段階に応じた身近で利用しやすい相談体制の整備に努めます。
- 第二期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されてきており、今後もこれまでと同様に実施していくものとします。

取組・事業

①児童相談体制の確立	担当課：健康推進課	評価：A
<p>【事業内容】 ○町の児童相談体制の強化を図るとともに、児童相談所や特別支援学校との連携を一層深め、児童の健全育成のための支援体制の充実に努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○乳児訪問や乳幼児健診等を通じて、子育てに不安や心配を抱える家庭の把握に努め、相談・適切な支援に務めています。また、保育所・認定こども園・学校等と連携を図り、気になる子の早期把握に努め、児童相談所や発達障害者支援センター等の協力を得ながら支援を行っています。</p> <p>○今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
②民生児童委員活動の推進	担当課：福祉課	評価：B
<p>【事業内容】 ○民生児童委員・主任児童委員と小中学校、保育所・認定こども園との連携を図り、地域における相談体制の整備促進を図ります。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○主任児童委員学校訪問、こどもを見守る地域会議等において民生児童委員が出席し、学校と自治会等との連携を図っています。</p> <p>○不審者情報の共有や通報システムの連携など、子供を見守る活動をこれからも推進していくとともに、子供たちに顔が見える地域の大人として積極的な関わりをもっていきます。</p>		
③地域子育て支援拠点事業の充実と利用促進	担当課：福祉課	評価：A
<p>【事業内容】 ○子育て支援センター事業は、2007（平成19）年度より地域子育て支援拠点事業（センター型）に変わりました。今後も子育てに関する相談や育児サークルの支援、保護者同士の交流促進等、地域子育て支援の中核的施設として地域子育て支援拠点の充実と利用促進を図ります。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○コロナの影響で利用者は減少しましたが、第5類に移行してからは利用者も増え、子育てに関する相談や保護者同士の交流の場となり、地域子育て支援拠点の利点を担っています。</p> <p>○今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
④広報紙による子育て情報提供の充実	担当課：福祉課、 各保育所・認定こども園	評価：B
<p>【事業内容】 ○子育てに関する各種イベントや地域活動等を広報紙やホームページに掲載し、情報の提供を行います。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○子育て支援拠点など町の事業については、広報誌やチラシで情報を提供できました。各保育園等のイベントにつきまちは、各保育園のHPにて更新されており、情報提供の推進に努めました。</p> <p>○情報提供のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。</p>		

⑤子育て電話相談	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】 ○電話による育児の悩みや不安等について、保健師等が対応します。 また、電話相談は随時実施します。 【評価内容・今後の方針】 ○妊娠期から子育て期まで保健師との面談を通して、いつでも相談できる関係づくりに努め、電話相談もできる体制としています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑥乳児家庭全戸訪問事業	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】 ○乳児を持つ家庭を対象にした家庭訪問を実施します。 【評価内容・今後の方針】 ○新生児期又は乳児期早期にすべての子どもに家庭訪問を実施しています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑦養育支援訪問事業	担当課：健康推進課、福祉課	評価：B
【事業内容】 ○必要な家庭を対象に適切な対応を実施していきます。 【評価内容・今後の方針】 ○保健師による訪問は、子どもや家庭の状況等に合わせて継続しています。また、児童相談所や発達障害者支援センター等の協力のもと、家庭訪問・保育園訪問・保護者面談等も実施しています。 ○児童の養育支援に関する専門職の協力を確保しながら、適切な時期に対応できるようにしていきます。		

推進施策2 ひとり親家庭等への支援の充実

- ひとり親家庭等に対して、子どもの健全育成のための相談や支援体制の充実に努めます。
- 第二期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されてきており、今後もこれまでと同様に実施していくものとします。

取組・事業

①ひとり親家庭に対する相談体制の充実	担当課：福祉課	評価：B
【事業内容】 ○ひとり親家庭の生活や子育てに関する心配事等について、民生委員や保健師等と連携を図り、対応に努めます。 【評価内容・今後の方針】 ○窓口や電話で対応をしています。必要に応じて保健師等に情報提供を行っています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
②母子福祉貸付事業の推進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】 ○母子家庭の経済基盤の安定のため、必要な世帯に対し適切な情報提供を行い、利用の推進に努めます。 【評価内容・今後の方針】 ○町広報誌に掲載し周知を図った。相談があった際には詳細な案内を行いました。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		

③ひとり親家庭等医療費助成事業の推進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】 ○ひとり親家庭等に対する医療費助成事業を推進し、児童の健全育成と福祉の増進を図ります。 【評価内容・今後の方針】 ○現物給付や償還払いで県内外の医療機関受診に対応している。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策3 保護者の交流・社会参加の促進

- 家事、育児、仕事に忙しく友人や仲間づくりの機会が得られにくい保護者の交流や社会参加活動を支援します。また、心にゆとりを持って子育てができる環境づくりに努めます。
- 第二期計画の実績は、計画に基づいて実施されており、今後も継続的な実施に努めます。

取組・事業

①保護者の生涯学習への支援充実	担当課：教育課	評価：B
【事業内容】 ○「生涯学習フォーラム」を開催します。開催にあたっては、子育てや仕事で忙しい保護者の参加を促進するために、内容の充実や日時の工夫、育児所の開設等に努めます。スポーツ・文化施設の充実を図り学習環境の整備に努めます。学習意欲を高めるため、町内外の生涯学習活動に関する情報紙を発行します。 【評価内容・今後の方針】 ○「生涯学習フォーラム」については、親子で制作体験できるようなメニューや講座を計画し、親子が参加しやすい内容に心がけ実施しました。 ○今後は生涯学習施設の整備充実に努め、町民の学習意欲の促進に努めます。		

推進施策4 保育料の経済的負担の軽減

- 子育てに関わる経済的な負担を軽減するために、保育料の助成に努めます。
- 第二期計画の実績は、計画に基づいて実施されており、今後も継続的な実施に努めます。

取組・事業

①保育料の軽減	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】 ○低所得世帯の保育料負担のあり方を含め、適正な保育料体系の設定に努めます。また、2人以上の保育所・認定こども園入所児童及び第3子以降の保育料軽減に努めます。 【評価内容・今後の方針】 ○今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策5 子どもと母親の健康の確保

- 子どもが健やかに生まれ成長していくために、母子保健・小児医療体制の充実に努めます。
- 第二期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されており、今後も継続的な実施に努めます。

取組・事業

①子ども医療費の助成	担当課：福祉課	評価：A
<p>【事業内容】 ○子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもが医療機関にかかった際に窓口で支払う、保険医療の自己負担分の助成を図ります。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○助成対象を高校生まで拡充している。現物給付や償還払いで県内外の医療機関受診に対応しています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
②乳幼児健診	担当課：健康推進課	評価：A
<p>【事業内容】 ○乳幼児の発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消に努めます。また、幼児健診の際には、歯科健診を実施し、虫歯予防に努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○乳児健診…年6回実施、R5年度受診率100% 幼児健診…年4回実施、R5年度受診率100% 小児科医の確保が困難であるため、実施方法を工夫し継続しています。また、気になる子の早期発見や相談支援の場となるように、発達相談支援センターの協力を得て専門職員も配置するようにしています。 ○健診内容の見直しや充実を図りながら、継続していきます。</p>		
③新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導	担当課：健康推進課	評価：A
<p>【事業内容】 ○保健師等による訪問を徹底し、子育てに関する相談に応じるよう努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○新生児期又は乳児期早期にすべての子どもと産婦に家庭訪問を実施しています。また、妊婦に対しては母子健康手帳交付時に全員へ面接を行っています。必要に応じて、妊婦訪問も行っています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
④妊婦一般委託健康診査の充実	担当課：健康推進課	評価：A
<p>【事業内容】 ○母子健康手帳交付時に健康診査助成券を交付するとともに、妊婦一般委託健康診査の普及・徹底を図るため、契約医療機関の拡大の推進及び健診内容の充実を図ります。 （妊婦HⅠV抗体検査・妊婦超音波検査・B型肝炎検査）</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○妊婦一般健康診査は14回分の受診券を交付し、委託医療機関で受診できるようにしています。また、委託医療機関以外の受診に対しても、償還払いを行っています。さらに、R5年度からは産婦一般委託健康診査の助成券2回分の交付も実施しています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。</p>		

⑤不妊治療対策	担当課：健康推進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○不妊に悩む夫婦に対し、産婦人科医等と連携し相談に応ずるなど支援体制を図ります。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○不妊に関する相談は受け付けているものの、産婦人科へ受診し相談している実状のため、町では一般不妊治療に係る医療費の自己負担分を助成する事業を実施しています。</p> <p>○一般不妊治療費の助成事業を継続していきます。</p>		
⑥栄養相談・栄養指導の実施	担当課：健康推進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○乳幼児健診において栄養士による相談及び離乳食指導、乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりの支援を図ります。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○乳幼児健診において離乳食や幼児食等の試食や相談を栄養士が行っています。</p> <p>○相談・指導の方法や内容を見直し、継続していきます。</p>		
⑦保育所・認定こども園における食育の推進	担当課：福祉課、各保育所・認定こども園	評価：B
<p>【事業内容】</p> <p>○保育所・認定こども園の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食生活の形成に努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
⑧食育事業の推進	担当課：健康推進課	評価：C
<p>【事業内容】</p> <p>○幼少期から食に関する教育を通して、日常の正しい食習慣を形成し、子どもたちのより健やかな成長と食生活の改善を図ります。また、保育所・認定こども園、食生活改善推進員と連携し、健康教育を実施します。さらに、肥満に悩む子どもの相談に対応します。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○子育て支援センターほほえみの場を活用し、幼児期からの食習慣に関する講話と調理実習を行う食育推進事業を実施していますが、参加者がとても少ない状況です。</p> <p>○保育園等と連携して事業展開する場を確保し、参加者増加を図るように事業を見直し、継続していきます。</p>		
⑨食生活改善推進委員会の活動支援	担当課：健康推進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○町民の健康づくりを支援するために、食生活改善推進委員会を育成し、活動の継続的な実施を支援します。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○食生活改善推進員養成講座を定期的開催して新たなメンバーを養成するとともに、伝達講習や町事業での試食提供など、活発な活動を進めています。</p> <p>○今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
⑩地域・学校保健の連携の推進	担当課：健康推進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○町の保健と教育の関連部署が連携することにより、健康に関する学習機会や情報の提供の推進を図ります。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○養護教諭との定期的な意見交換会開催、小・中学校での健康教育など、学校との連携・共働事業を実施しています。</p> <p>○今後も継続して事業を実施していきます。</p>		

⑪思春期保健相談体制の充実	担当課：健康推進課・教育課	評価：C
【事業内容】 ○学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図ります。 【評価内容・今後の方針】 ○思春期を含む教育相談体制は、次項のスクールカウンセラー等が対応しています。子どもの心の相談についてはいつでも受け付けています。学校や保育園等と連携を取り、問題把握・対応に努めています。また、中学生に対しては、SOSの出し方教育を実施しています。 ○引き続き体制を維持し、支援体制の充実を図ります。相談先の周知等に努めながら、関係者と連携し継続していきます。		
⑫教育相談事業の充実	担当課：教育課	評価：B
【事業内容】 ○今後は、心の教育相談員の配置を見直し、学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図ります。 【評価内容・今後の方針】 ○県費によるスクールカウンセラー配置事業を利用し、全小中学校への配置を行うことで教育相談体制を充実しました。 ○配置を継続し、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等との連携を行うなど相談体制のさらなる充実を目指します。		
⑬幼児期からのむし歯予防	担当課：健康推進課	評価：B
【事業内容】 ○幼児健診の際のフッ素塗布等、嘱託医と連携し虫歯予防に努めます。 【評価内容・今後の方針】 ○幼児健診の場で、希望者にはMIペーストの塗布を実施しています。また、その後も委託医療機関で定期的にペースト塗布できるような体制も作っています。しかし、3歳児のむし歯保有率が高い状況です。 ○現在の事業を継続するとともに、むし歯予防の対策がさらに必要です。		

推進施策6 障害のある子どもへの支援の充実

- 障害のある子どもが地域で安心してともに生活できるよう、福祉サービスの充実に努めます。
- 第二期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されており、今後もこれまでと同様に実施していくものとします。

取組・事業

①乳幼児健診の充実	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】 ○乳幼児を対象に発育、発達状況の確認と疾病の早期発見、育児不安の軽減や解消を図ります。また、特別支援学校から教育相談員の派遣を受け、適切なアドバイスを受けるなどの対応も図ります。 【評価内容・今後の方針】 ○乳児（3～4か月、9～10か月）、1歳6か月児、3歳児を対象に健診を実施しています。幼児健診の場面では、発達障害者支援センターから専門職員を派遣してもらい、気になる子の早期発見や相談支援に努めています。また、R6年度からは発達と行動に関するチェックシートを3歳児健診に導入しています。 ○健診内容の見直しや充実を図りながら、継続していきます。		

②乳児一般委託健康診査の充実	担当課：健康推進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○乳児一般委託健康診査の普及・徹底を図るため、契約医療機関の拡大に努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○乳児一般健康診査は2回分の受診券を交付し、委託医療機関で受診できるようにしています。また、委託医療機関以外の受診に対しても、償還払いを行っています。その他に、股関節脱臼検査も委託医療機関で受けることができるようにしています。さらに、R6年度からは新生児聴覚スクリーニング検査の受診券も交付しています。</p> <p>○今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
③早期療育の充実	担当課：福祉課、健康推進課 教育課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○障害児及び発達に問題があると思われる子どもについて、関係機関が連携し最善な方策による対応に努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○学校や保育園等と連携し発達が気になる子の早期把握を行い、発達障害者支援センターや相談支援事業所等を活用して早期に適切な支援ができるよう努めています。通所できる療育機関が町から遠いという課題があります。</p> <p>○通所する際の療育機関までの距離的課題の解消は困難ですが、関係機関との連携や協力を得ながら、早期に対応し支援できるように継続していきます。</p>		
④定期健康診断事業	担当課：教育課	評価：B
<p>【事業内容】</p> <p>○町内小中学校において、児童生徒の心と体について、健康観察や保健調査、健康診査等に基づく健康相談等を通して、児童・生徒の健康の維持・増進に努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○定期健康診断を通して、児童生徒の健康の維持・増進に努めました。</p> <p>○今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
⑤障害福祉サービスの充実	担当課：福祉課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○2006（平成18）年度から始まった障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの供給を充実させることで、障害児ができる限り住みなれた地域で生活できるよう、生活環境の向上を図ります。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○利用可能な事業所の距離的問題や、保護者の勤務環境と利用の調整が困難な場合がありますが、該当となる方は申請があれば全て支給決定しています。</p> <p>○同様の対応を継続して行う。</p>		
⑥西北地区特別支援連携協議会	担当課：健康推進課、教育課	評価：B
<p>【事業内容】</p> <p>○障害のある子どもとその保護者等に対して乳幼児期から学童期にわたって、教育・福祉・保健・医療機関が一体となって相談及び支援を行うために関係機関との連携を密にし、発達相談、支援体制の整備を図ります。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○支援者側が同じ方向性で、対象者を支援していくための「横のつながり」を作るきっかけになりました。定期的に協議会は開催されています。</p> <p>○引き続き「横のつながり」を維持し、支援体制の充実を図ります。関係者と連携しながら、継続していきます。</p>		

⑦保育・教育内容の充実	担当課：福祉課	評価：B
<p>【事業内容】 ○保育・教育・福祉・保健の連携をさらに強化し、障害のある子どもが地域の保育所・認定こども園、学校に通いともに育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進を図り、障害のある子どもの理解を深めるための研修会等の開催に努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○障害のある子どもの理解を深めるための研修会等は町独自で実施はしていませんが、各施設で研修等を行うよう努めました。 ○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
⑧保育・教育相談窓口の整備	担当課：福祉課、教育課、健康推進課	評価：B
<p>【事業内容】 ○障害のある子どもの早期発見から教育相談体制等、より気軽に相談できる体制の整備充実を図ります。また、特別支援学校・児童相談所との連携を密にしながら、適切な相談活動ができるように努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○学校や保育園等と連携し発達が気になる子の早期把握を行い、児童相談所・発達障害者支援センター・相談支援事業所等と連携しながら、相談対応できるように努めています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
⑨障害児保育の推進	担当課：福祉課	評価：B
<p>【事業内容】 ○障害のある子どもの中で、集団保育が必要とされる子どもを保育する障害児保育の充実に努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○障害のある子どもが集団の中で健やかに育ち、また健康推進課や障害福祉サービスの利用により、より障害児保育が充実するため努めました。 ○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。</p>		

基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立支援

推進施策1 多様な保育サービスの充実

- 少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加等、子どもを取り巻く環境の変化に対応した多様な保育サービスの充実に努めます。
- 第二期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されており、今後も町の実情にあった政策の展開を推進するものとします。

取組・事業

①広域入所の促進	担当課：福祉課	評価：B
【事業内容】 ○勤務地にある保育所・認定こども園を利用できるよう、他市町村との相互利用連携を進めます。 【評価内容・今後の方針】 ○広域入所を他市町村と連携し、子どもがストレスなく希望する保育所・認定こども園で遊び学べるよう努めました。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
②乳児（0歳児）保育の促進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】 ○保育需要の実態に合わせ、乳児保育を推進します。 【評価内容・今後の方針】 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
③延長保育の推進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】 ○保護者の就労形態の多様化に合わせ、延長保育を推進します。 【評価内容・今後の方針】 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
④休日保育の推進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】 ○保護者の就労形態の多様化に合わせ、休日保育を推進します。 【評価内容・今後の方針】 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑤一時預かりの推進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】 ○保育需要の多様化に合わせ、一時預かりを推進します。 【評価内容・今後の方針】 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑥障害児保育の推進	担当課：福祉課	評価：B
【事業内容】 ○保育所・認定こども園での障害児の受入れを推進し、個別の症状に配慮した保育を推進します。 【評価内容・今後の方針】 ○今後も継続して事業を実施していきます。		

⑦地域活動の推進	担当課：福祉課	評価：B
【事業内容】 ○保育所・認定こども園での世代間交流事業・異年齢児との交流事業等地域活動事業を推進します。 【評価内容・今後の方針】 ○コロナもあり、世代間交流事業は事業として実施できませんでしたが、各保育園では運動会やお遊戯会などで異年齢児との交流を深め、地域活動事業の推進に努めました。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策2 仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備

- 男女の区別なく仕事と家庭との両立を促進するため、事業所等に子育てを支援するため労働環境の整備を働きかけます。
- 第二期計画の実績は、計画に基づいて実施されています。職場と家庭の両立のために必要な施策であるため、「働き方改革」の推進とともに、今後も施策の推進を図るものとしします。

取組・事業

①労働時間短縮の促進	担当課：総合戦略課	評価：B
【事業内容】 ○週40時間労働制を促進するため、資料配布等の啓発活動に努めます。 【評価内容・今後の方針】 ○青森県労働委員会による労働相談会定期開催資料を配布し、労働環境の改善と事業主との調整に努めました。 ○情報提供のさらなる充実に努め、今後も労働環境の改善について継続し実施していきます。		

推進施策3 男女共同参画の啓発

- 母親が抱える子育てに関する不安感や負担感を軽減するためにも、父親に対して子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供し、子育て参画の意識の啓発に努めます。
- 第二期計画の実績は、計画に基づいて実施されています。男性の働き方や家庭生活についての意識改革のために必要な施策であるため、今後も第二期計画の内容を引き継ぎ、推進するものとしします。

取組・事業

①男女平等意識の啓発	担当課：総合戦略課	評価：A
【事業内容】 ○男女共同参画に基づく男女平等意識の啓発に努めます。 【評価内容・今後の方針】 ○広報誌とホームページを活用し、イベント等について情報発信した。また、県や圏域市町村と情報共有の場を設け積極的に意見交換しました。 ○引き続き、男女平等意識の啓発活動に努め、情報発信等を今後も継続します。		

推進施策4 仕事と家庭の調和の促進

- 企業や個人に対して、これまでの仕事中心の生活ではなく、仕事と家庭のバランスの取れた生活（ワーク・ライフ・バランス）の意識を高めることを目指します。
- 第二期計画の実績は、計画に基づいて実施されており、今後も町の実情にあった政策の展開を推進するものとします。

取組・事業

①働き方の意識の啓発	担当課：町民課	評価：B
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○個人に対して、仕事と家庭のバランスの取れた生活の重要性を認識していただくよう、啓発に努めます。 <p>【評価内容・今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none">○青森県労働委員会による労働相談会定期開催資料を配布し、労働環境の改善と事業主との調整に努めました。○情報提供のさらなる充実に努め、今後も労働環境の改善について継続し実施していきます。		

基本目標Ⅲ 子どもの健全育成の推進

推進施策1 放課後児童対策の充実

- 保護者が仕事等で留守にする家庭の小学生が、適切な支援員のもとで安心して放課後等を過ごせるよう放課後児童クラブ事業等の実施に向け取り組んでいきます。
- 適切な遊びや生活の場を提供し、自主性及び社会性の向上を目指します。

取組・事業

①レッツ!ふかうら事業の実施	担当課：福祉課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○共働き家庭や家族介護世帯等の児童を対象として、放課後等に安心して利用できる場を開設します。 <p>【評価内容・今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町内の各学区に1か所ずつ、合計3か所開設しました。 ○今後も継続して事業実施していきます。 		

推進施策2 多様な体験学習機会の充実

- 次代を担う子どもが、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間に成長することを基本に個性を伸ばし創造性を育みながら、自ら学ぶ意欲と自然や文化・交流等への理解を深める教育を推進します。
- 第二期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されてきており、今後もこれまでと同様に実施していくものとします。

取組・事業

①外国語学習支援事業	担当課：教育課	評価：D
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所・認定こども園、小学校において、児童を対象に英会話教室を開催し、幼少期からの英会話能力の向上に努めます。また、中学生を対象に、夜間の英会話教室を開催し、英会話能力の向上に努めます。 <p>【評価内容・今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所、認定こども園においては従来から各施設にALTが出向き外国語に触れる機会を設定しています。小学校では「外国語活動」をさらに発展させた教科として「外国語」（5、6年）学習することになり、英会話能力のみならず外国語全般の力を育成する方向へ変化しています。現在、中学校段階での英会話教室は開催していません。 ○外国語能力を高めるための働きかけや目指す方向性は継続してよいと思うが、各年代での取組方法は再考の必要があります。 		

②自然体験学習の拡充	担当課：教育課、農林水産課	評価：A
<p>【事業内容】 ○子どもが山や海等において深浦町の豊かな自然を体験し、理解を深められるよう、探検や遊び、観察等のプログラムの充実を図ります。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○地元小学生を対象に深浦マリンキッズを組織し、スノーケリングや漁業体験を通じ深浦町の自然環境に対する意識の醸成に資しました。 ○マリンキッズは、自然環境プログラムと水産業の担い手育成をテーマとして、これまで約20年間活動してきており、子供たち数百人へ自然環境プログラムを提供してきたことから目標は達成できたとみなし、マリンキッズは解散することとしました。 ○地元小学生を対象に、林業や地域の森林について学習するため、津軽森林管理署と合同で林業体験学習を実施しました。今後も取組を継続していきます。</p>		
③ふるさと食の伝承推進事業	担当課：教育課	評価：E
<p>【事業内容】 ○地元で伝わる料理を次の世代に伝承するために、小学生を対象に定期的に料理教室を開催することに努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○小学生を対象としたふるさと食の料理教室は以前から開催していません。中学校も新型コロナウイルス感染症の拡大により実施できませんでした。 ○新型コロナウイルス感染症の拡大は結果的に学校行事の精選が進むきっかけとなっており、継続の是非は不透明です。小学校に関しては、事業概要から削除します。</p>		
④歴史教室の開催	担当課：教育課	評価：B
<p>【事業内容】 ○歴史民俗資料館や美術館等の施設を活用し、歴史と文化を学ぶ機会の充実を図ります。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○社会科等の授業の一環で地域の様子、文化、歴史について学習を進める際、施設の活用を通じて学びを深めることができました。 ○今後も継続して活用し、学習の充実を図ります。</p>		
⑤小中学生俳句大会の実施	担当課：教育課	評価：C
<p>【事業内容】 ○一般町民を対象とした俳句大会と併せて、町内小中学生を対象とした俳句大会の開催に努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○伝統的な定型詩、世界最短の定型詩とも言われる俳句を鑑賞だけでなく、創作し発表する機会となっています。 ○多様な体験機会を創出することは尊いが、時間等の制約がある中でどの力を、どのように育ませたいか精選は必要です。</p>		
⑥スポーツ・レクリエーション等を介した親子のふれあいの推進	担当課：教育課、公民館	評価：B
<p>【事業内容】 ○親子参加のスポーツ・レクリエーション、ものづくりの機会を充実し、家庭における余暇活動の定着と親子のふれあいを推進します。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○生涯学習フォーラムや軽スポーツフェスティバルを実施し、親子のものづくり体験やスポーツ活動の機会を提供しました。 ○今後は参加者のニーズに応じたテーマやメニューで実施するとともに、内容の充実に努めます。</p>		

⑦スポーツ・レクリエーション等を介した世代間交流の促進	担当課：教育課、公民館	評価：B
<p>【事業内容】</p> <p>○軽スポーツフェスティバルやレクリエーション、ものづくりの機会を通じて高齢者との交流を図ります。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○生涯学習フォーラムや軽スポーツフェスティバルを実施し、ものづくり体験やスポーツ活動を通じた世代間交流の場を提供しました。</p> <p>○今後は参加者のニーズに応じたテーマやメニューで実施するとともに、内容の充実に努めます。</p>		

推進施策 3 就学前教育・学習の充実

- 人間関係や生活習慣の基本を身につけ、また、生涯学習のスタートとして、様々なことに興味を持ち、感性を養うため、就学前教育・学習の充実を図ります。
- 第二期計画の実績は、計画に基づいて推進しており、今後も第二期計画の内容を引き継ぎ、推進するものとします。

取組・事業

①保育所・認定こども園等における就学前教育・学習の充実	担当課：福祉課	評価：B
【事業内容】 ○発達状況に応じて集団生活の中での学習や遊びを通して、人間性豊かな子どもの育成を図ります。 【評価内容・今後の方針】 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
②保育所・認定こども園入所前の親子のための教育・学習機会の充実	担当課：福祉課、子育てサークル、教育課	評価：B
【事業内容】 ○保育所・認定こども園入所前の幼児と保護者が集い、遊びや学習を介して交流促進される機会の充実を図ります。 【評価内容・今後の方針】 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
③学校教育と保育所・認定こども園の連携	担当課：各保育所・認定こども園 各小学校	評価：B
【事業内容】 ○保育所・認定こども園と学校との連絡を密にし、保育内容と学校教育との連携を図ります。 【評価内容・今後の方針】 ○保育所・認定こども園側は年長児等が学校行事を見学するなど、就学を意識させる機会を設定しています。また、小学校側も就学前に保育所・認定こども園へ出向き、行事の様子を見たり、保育士と情報交換を行う機会を設定し、保育要録のやりとりだけでなく、顔の見えるつながりを目指した取り組みを行っています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策4 家庭教育の充実

- 町内外の多彩な文化・芸術体験を通して子ども達の感性や探求心を豊かに育てるため、各種講座の開催や自主活動の支援に努めます。
- 第二期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されており、今後も第二期計画の内容を引き継ぎ、推進するものとします。

取組・事業

①町内美術展の支援	担当課：公民館、教育課、 美術館、文学館	評価：B
<p>【事業内容】</p> <p>○文化サークルや講座、学校教育の総合学習等の成果発表の場として、また、子どもの文化意識の高揚を図るため、美術展の支援に努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○芸術にふれあい、子どもたちの感性や創造力を育むことを目的に、管内小中学校の児童生徒を対象に、絵画コンクールを実施した。昨年は263点の応募があり、力作すべてを美術館で展示し、個性を伸ばす一助となるよう取り組みました。</p> <p>○今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
②読書活動の推進	担当課：教育課、文学館	評価：C
<p>【事業内容】</p> <p>○小さい頃から絵本とふれあうため、乳幼児健診の際、絵本の読み聞かせをするとともに絵本をプレゼントします。さらに、小中学生を対象にした読書感想文コンクールを実施します。また、文学館の蔵書を各小中学校に定期的に配本することにより読書機会を増やします。これらの活動によって、読書活動の推進に努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○現在、文学館の事業では、ブックスタート事業（赤ちゃん対象）、親子で読み聞かせ推進事業（1～3歳児対象）、子ども司書養成講座（小学校高学年対象）を実施しており、当初の計画内容と違った事業を展開しています。また、小中学生を対象にした読書感想文コンクールと、文学館の蔵書を各小中学校へ定期的に配本する事業は、事業見直しにより実施していません。</p> <p>○今後も事業を継続し、凡そ5年のスパンで事業の見直しを図っていきます。小中学生を対象にした読書感想文コンクールと、文学館の蔵書を各小中学校に定期的な配本事業は、事業概要から削除します。</p>		

基本目標Ⅳ 子育てに関する意識の啓発

推進施策1 地域での子育て支援の強化

- 地域住民全体で子どもを育てていく気運を高め、子どもを育む新たなコミュニティづくりや子育てに男女共同参画できる社会環境の整備を進めます。
- 第二期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施された事業もありますが、未実施事業もあるため、今後は事業の見直しを図り推進するものとします。

取組・事業

①PTA活動への支援	担当課：教育課	評価：B
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○親子のふれあいや地域住民とのふれあいを深めるレクリエーションやボランティア活動、学習活動等様々な活動を促進します。 <p>【評価内容・今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学校の親子レクリエーション活動などを支援しています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。 		
②ボランティア活動の促進	担当課：深浦町社会福祉協議会	評価：B
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体や学校、個人等様々な単位で行われるボランティア活動を支援し、活動の場の拡充を図ります。 <p>【評価内容・今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学校をボランティア活動推進校に指定し助成金を交付、「福祉講演会」「高齢者疑似体験」「点字、手話教室」を開催、ボランティア活動保険助成事業の実施等を行いました。 ○各学校、保育施設と連携し、福祉教育やボランティア活動を啓発していきます。 		

推進施策2 子どもの権利を守る意識の啓発

- 子どもが健やかに伸び育つ権利を尊重するとともに、町民の一人として、主体的に社会参加できるよう支援を推進します。
- 第二期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されており、今後も第二期計画の内容を引き継ぎ、推進するものとします。

取組・事業

①「児童の権利に関する条約」の普及	担当課：福祉課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○子どもの権利を尊重し、子どもがのびのびと育つ社会づくりを目指して「児童の権利に関する条約」の趣旨・内容について、普及・啓発に努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
②児童の人権を脅かす問題への対応強化	担当課：健康推進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○児童虐待やいじめ等、児童の人権を脅かす問題に適切に対処するため、児童相談所や保健所、警察、保育所・認定こども園、教育機関、家庭、民生委員等との連携強化を図ります。また、深浦町要保護児童対策地域協議会を定期的に開催するとともに、関係機関との連絡を密にし、防止に努めます。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、児童に関わる団体や組織のネットワーク構築に努めています。また、児童虐待予防に関する普及啓発を行っています。問題に対しては、児童相談所等の関係機関と連携しながら対応しています。</p> <p>○今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
③町づくりに対する子どもの意見聴取機会の充実	担当課：福祉課	評価：C
<p>【事業内容】</p> <p>○行政代表者との懇談や意見発表会、作文等で子どもの目から見た町づくりの意見を聞き、反映できる仕組みづくりを推進します。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○コロナもあり、懇談会は実施できませんでしたが、行政代表者の懇談や意見発表会、作文等で子どもの目から見た町づくりの意見を聞き、反映できる仕組みづくりを心がけていきます。</p> <p>○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。</p>		

推進施策3 子育て支援の生活環境の整備

- ユニバーサルデザインの理念に基づいた施設の整備を図り、子どもや親子にとってやさしく、楽しい町づくりを推進します。
- 第二期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されており、今後も第二期計画の内容を引き継ぎ、推進するものとします。

取組・事業

①交通安全施設の整備・充実	担当課：町民課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○徒歩、車椅子、ベビーカー、自転車等、移動手段に応じた通行空間の確保や段差の解消、信号機、道路標識等交通設備の設置等交通安全施設の整備を促進します。</p> <p>【評価内容・今後の方針】</p> <p>○交通安全施設整備に係るカーブミラーの補修及び新設等を積極的に取り組み、また「ゾーン30プラス」事業における通学路の安全整備に着手し、児童生徒の交通事故の未然防止に努めました。</p> <p>○通学路を含め児童生徒の交通事故防止に係る施設整備のさらなる充実に努めていきます。</p>		

②子育て環境の整備	担当課：福祉課	評価：B
<p>【事業内容】 ○公共的建物や公園等において、子どもや妊産婦等が安全で利用しやすい施設・設備の整備を促進します。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
③自然環境の保全の推進	担当課：町民課	評価：A
<p>【事業内容】 ○海や河川、緑等、深浦町のかげがえのない財産である自然環境の維持・保全を子どもとともに推進します。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○自然環境や生活環境の保全のため、不法投棄によるごみの回収や資源ごみのリサイクル事業を推進した。 ○引き続き看板設置等による自然環境保全に努め、ごみの分別についても取組を徹底し生活環境の維持・保全に努めます。</p>		
④禁煙・分煙の啓発推進	担当課：健康推進課	評価：A
<p>【事業内容】 ○町民の健康増進を推進するため、幼児から成人（妊婦含む）までたばこの健康被害に関する知識の啓発を実施します。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○たばこの害について広報掲載等により普及啓発を行っています。また、妊婦に対しては個別指導を実施しています。喫煙者に対しては禁煙治療費の一部助成事業を実施しています。（禁煙治療薬販売中止のため現在は事業休止中） ○今後も継続して事業を実施していきます。</p>		
⑤喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	担当課：健康推進課	評価：A
<p>【事業内容】 ○未成年者の喫煙・飲酒・薬物の健康への影響について正しい知識の普及啓発を実施します。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○たばこ・アルコール・薬物依存に関する健康被害等について普及啓発を行っています。また、小学生に対しては喫煙予防教室を実施しています。 ○学校保健と連携しながら、今後も継続していきます。</p>		

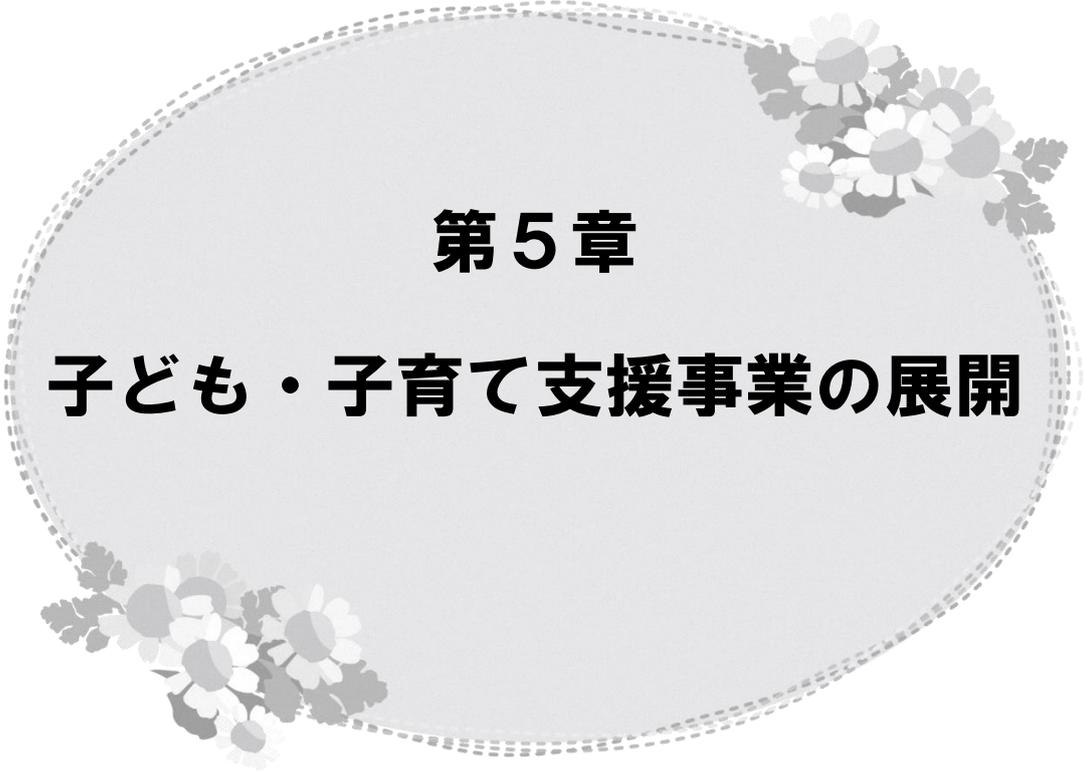
推進施策4 子どもの安全の確保

○子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための安全体制及び防犯体制の整備に努めます。

○第二期計画の実績は、計画に基づいて実施されており、今後も第二期計画の内容を引き継ぎ、推進するものとします。

取組・事業

①子どもの交通安全確保・活動の推進	担当課：町民課	評価：A
<p>【事業内容】 ○交通安全教室を開催し、子どもに交通安全意識を高める事業を推進します。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○管内小中学校において交通安全教室を開催している。また新一年には入学時に交通安全黄色帽子を配布し交通安全意識の向上に努めました。 ○深浦町交通安全対策協議会の実施計画に基づき、子どもの交通安全意識の向上を目指した交通安全教室等の事業を展開していきます。</p>		
②子どもを犯罪等の被害から守るための活動推進	担当課：教育課	評価：B
<p>【事業内容】 ○町や警察、関係機関・団体等との連携を強化し、防犯に関する普及啓発に努め、犯罪の撲滅を図ります。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○町生活指導協議会を組織し、管内小中学校、警察、青森県教委、防犯・交通安全関係団体と定期的（年4～5回程度）に情報交換の機会を持っています。犯罪の未然防止、防犯強化、交通安全の推進の一翼を担っています。 ○今後も継続して取り組みます。</p>		
③交通安全・青少年非行防止・社会を明るくする運動町民総決起大会の推進	担当課：町民課	評価：A
<p>【事業内容】 ○それぞれの立場において力を合わせ、町から交通事故や犯罪、非行のない明るい地域社会を築く対策を推進します。</p> <p>【評価内容・今後の方針】 ○「深浦町民総決起大会」を開催し、県警察音楽隊による街頭パレードや各関係機関と保護司による青少年非行防止の推進について地域ぐるみで取り組みました。 ○今後も町民総決起大会を継続し、警察の協力のもと各関係機関と町民が一体となって交通事故防止、犯罪や非行防止に努めます。</p>		

A decorative oval frame with a dashed border, containing floral patterns in the top-right and bottom-left corners. The frame is light gray and centered on a white background.

第5章

子ども・子育て支援事業の展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

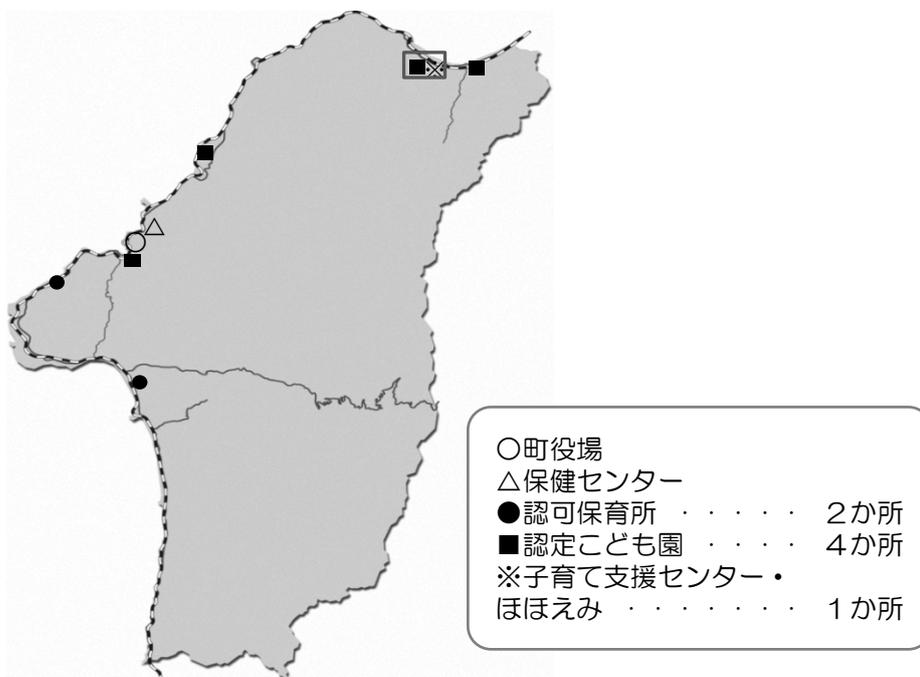
1 教育・保育事業等の提供区域

本町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。これと同時に当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子ども・子育て支援事業の提供区域について検討した結果、**各提供区域を1区域**としました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ①本町の子ども人口は0～5歳が108人【2024（令和6）年3月31日現在】と少ないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって教育・保育事業を整備し運営できる人口規模ではないこと。
- ②町内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けして整備が可能であること。
- ③地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。
- ④新制度においても近隣自治体の保育施設の利用が可能であること。

■ 深浦町子ども・子育て支援事業関連施設の位置図



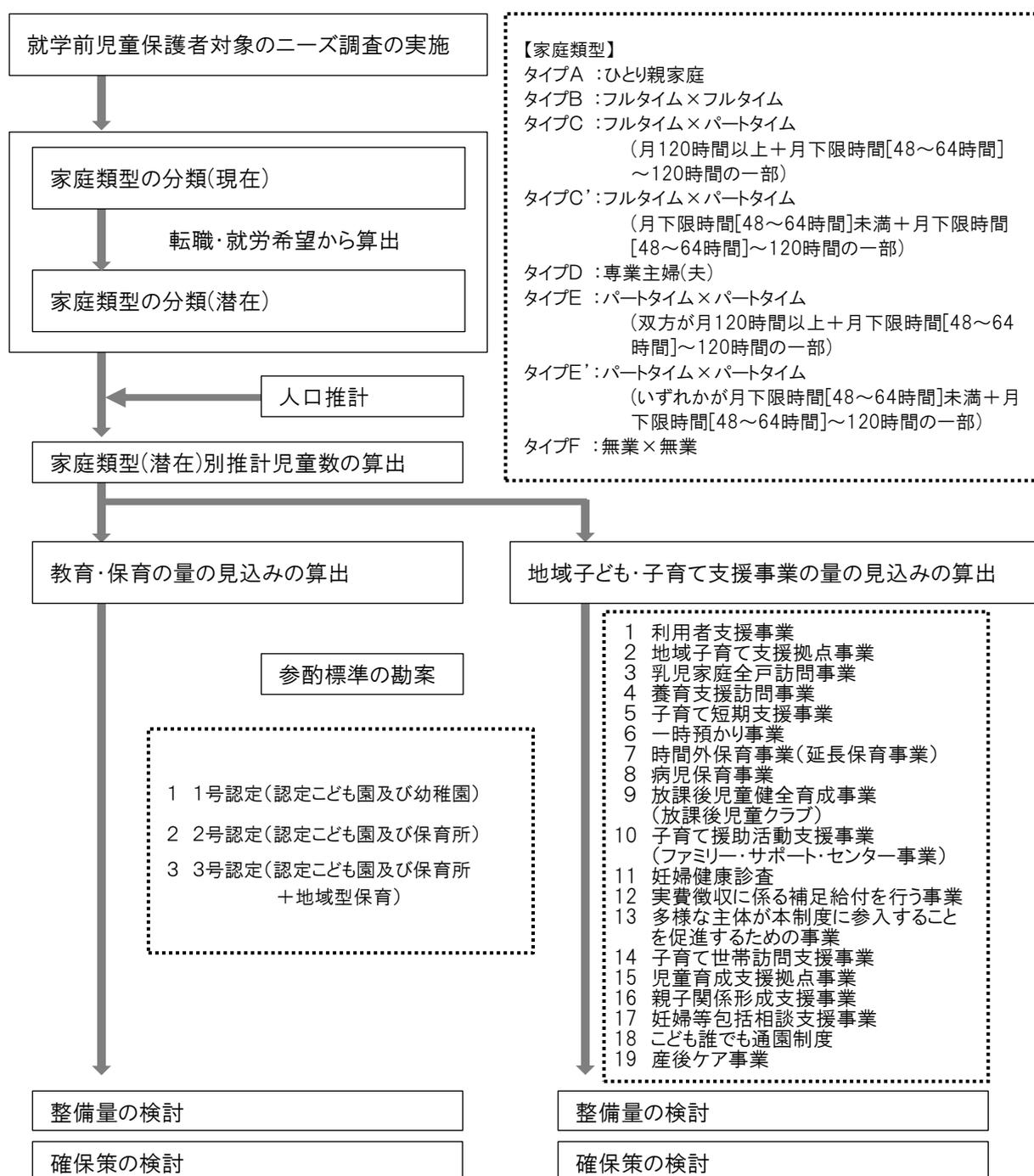
※**■※** は同一施設内を表しています。

2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、0～5歳では2022（令和4）年の131人から2029（令和11）年には79人と推計され52人（39.7%）の減少が予測されています。

また、6～11歳においても2022（令和4）年の203人から2029（令和11）年には116人と推計され87人（42.9%）の減少が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

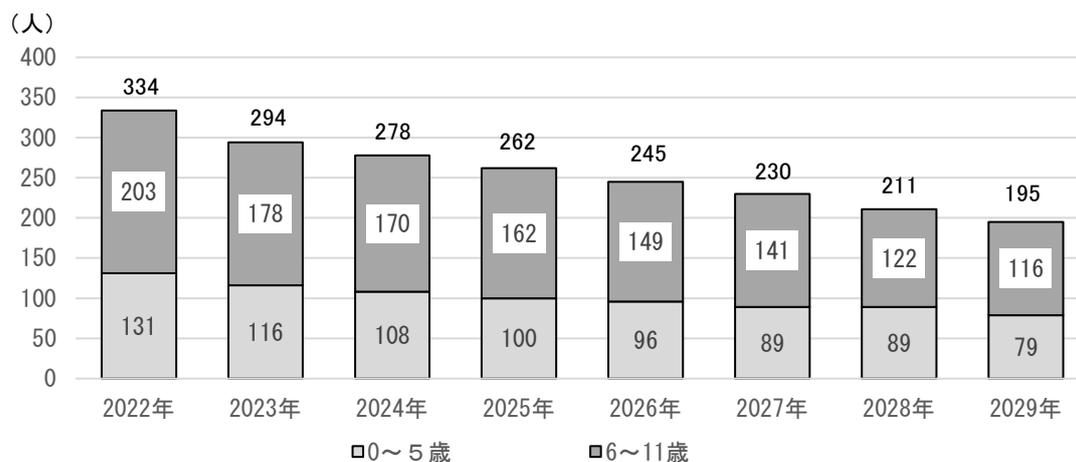
単位：人

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0～11歳	334	294	278	262	245	230	211	195
0歳	12	17	18	13	12	12	11	10
1歳	18	10	20	18	13	12	12	11
2歳	16	19	12	21	19	14	13	13
3歳	24	16	21	12	20	19	14	13
4歳	33	22	15	21	12	20	19	14
5歳	28	32	22	15	20	12	20	18
0～5歳	131	116	108	100	96	89	89	79
6歳	34	26	31	22	15	20	12	20
7歳	29	32	26	30	22	15	20	12
8歳	30	28	31	26	30	22	15	20
9歳	29	29	27	30	25	29	21	15
10歳	36	28	28	27	30	25	29	21
11歳	45	35	27	27	27	30	25	28
6～11歳	203	178	170	162	149	141	122	116

資料：2022年～2024年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2025年～2029年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現在	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	9.7	9.7	10.0
タイプB	フルタイム×フルタイム	46.2	46.2	51.1
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	24.7	24.7	22.2
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	5.6	5.6	5.6
タイプD	専業主婦(夫)	14.0	14.0	10.0
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	1.1
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	0.0

そして、2025（令和7）年度～2029（令和11）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合	単位：%（潜在割合）、人（児童数）				
		2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
タイプA	10.0	10	10	9	9	8
タイプB	51.1	51	49	45	45	40
タイプC	22.2	22	21	20	20	18
タイプC'	5.6	6	5	5	5	4
タイプD	10.0	10	10	9	9	8
タイプE	1.1	1	1	1	1	1
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	262	245	230	211	195

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を持っており、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

現状と課題

○町内に幼稚園はなく、令和6年度までは認定こども園2園で事業を実施していましたが、令和7年4月より、認定こども園4園で事業を実施します。

○ニーズ調査結果から、就学前児童の「認定こども園」利用者は27.1%、利用希望者は32.3%となっています。また、「幼稚園」利用希望者は16.1%となっています。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実利用者数	0	2	0	4	7
1号認定	0	1	0	3	7
2号認定	0	1	0	1	0
②第二期計画値	15	15	15	15	15
町内施設	15	15	15	15	15
町外施設	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	15	13	15	11	8

※2024年度実績は見込み値



■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	5	4	4	4	4
1号認定	5	4	4	4	4
2号認定	0	0	0	0	0
②確保目標量	40	40	40	40	40
特定教育・保育施設	40	40	40	40	40
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
町外施設での受入	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	35	36	36	36	36

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○幼稚園の設置予定はありませんが、4か所となった認定こども園で引き続きニーズに対応していき、需要の動向を見ながら対応を検討していきます。

② 保育施設（認可保育所、認定こども園）

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を持っており、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

現状と課題

○令和6年度までは認可保育所5か所、認定こども園2園で事業を実施していましたが、令和7年4月より、認可保育所2か所、認定こども園4園で事業を実施します。

○ニーズ調査の結果から、就学前児童の「認可保育所」利用者は70.6%、利用希望者は62.4%となっています。

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実利用者数	153	143	120	113	95
2号認定	121	116	96	82	59
3号認定	32	27	24	31	36
0歳	16	13	11	19	10
1・2歳	16	14	13	12	26
②第二期計画値	220	200	170	150	140
町内施設	220	200	170	150	140
町外施設	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	67	57	50	37	45

※2024年度実績は見込み値



■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	102	89	72	64	53
2号認定	58	58	53	43	31
3号認定	44	31	19	21	22
0歳	6	8	6	7	9
1歳	18	6	7	6	7
2歳	20	17	6	8	6
②確保目標量	100	100	100	100	100
2号認定	57	57	57	57	57
3号認定	43	43	43	43	43
0歳	14	14	14	14	14
1歳	14	14	14	14	14
2歳	15	15	15	15	15
乖離（②－①）	▲2	11	28	36	47

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園が4か所となるため、ニーズに対応できます。 ○教育ニーズに対応するため、職員の資質向上に努めます。

（2）地域型保育事業

① 小規模保育事業

保育対象年齢を0歳～2歳とした国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「小規模保育施設」利用者はなく、利用希望者は4.3%となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要の動向を見ながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営し、周辺に在住している子どもの受け入れも行う保育施設です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「事業所内保育施設」利用希望者は5.4%となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要の動向を見ながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

③ 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「家庭的保育」利用希望者は2.2%となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要の動向を見ながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

保護者が何らかの理由により保育が困難になった場合、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などへの対応で、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「居宅訪問型保育」利用希望者は1.1%となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要の動向を見ながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育・保健その他関係機関を利用できるように、身近な場所で相談・情報提供、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○子育て世代包括支援センターでの相談支援体制を継続し、令和8年度よりこども家庭センターを設置し、相談体制の充実を図ります。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実施か所数	0	0	0	0	0
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	0	0	0
②第二期計画値	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	1	1	1	1	1

※2024年度実績は見込み値



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	1	1	1	1
②確保目標量	0	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○引き続き子育て支援に関する情報提供及び相談・助言を行うとともに、令和8年度よりこども家庭センターを設置し、母子保健や子育て支援サービスの包括的支援体制整備窓口として充実を図ります。

② 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、孤立感・負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える事業です。

現状と課題

- 現在、町内1か所で事業を実施しています。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「地域子育て支援拠点事業」利用者は10.8%となっています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	127	97	126	146	140
②第二期計画値	147	143	140	137	134
乖離(②-①)	20	46	14	▲9	▲6

※2024年度実績は見込み値



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	130	127	124	120	117
②確保目標量	130	127	124	120	117
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○積極的な広報周知に努め、利用促進に取り組みます。

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

出産後間もない母親は出産による体の変化に加えて、慣れない育児に昼夜追われています。そのため、身体的な負担だけでなく「産後うつ」などの精神面の問題が出現しやすい状態にあります。生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することで、このような課題を早期に発見し、適切に対応することで、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに産後の育児支援と虐待予防の充実を図る事業です。

現状と課題

- 家庭訪問時に、①育児支援チェックリスト、②エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）、③赤ちゃんへの気持ち質問票などのアンケート調査を実施します。アンケート調査結果により、産後メンタルヘルス支援の必要性をスクリーニングし、必要に応じて保健師が訪問等で支援を行います。
- 生後2か月未満で訪問等の初期対応がとられ、早期にスクリーニングを行うことで産婦の育児支援につながっていると考えられます。虐待予防の観点からも継続した実施が必要です。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	20	13	17	18	6
②第二期計画値	26	24	22	21	20
乖離（②－①）	6	11	5	3	14

※2024年度実績は見込み値



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保目標量	10	10	10	10	10
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、産後間もない母子を対面により支援することは、心身の負担軽減につながることから、今後も全戸訪問を目標に継続実施します。

② 養育支援訪問事業

育児ストレス・産後うつ・育児ノイローゼ等により子育てに不安や孤立感等を抱える家庭をはじめ、様々な問題で養育支援が必要な家庭に対して、子育て経験者等の育児・家事の援助、又は保健師等による具体的な養育に関する指導・助言等を訪問により実施し、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図る事業です。

現状と課題

○保健師による個々の家庭に適した具体的な養育指導・助言を行っています。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	2	2	1	1	2
②第二期計画値	3	3	2	2	2
乖離(②-①)	1	1	1	1	0

※2024年度実績は見込み値



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保目標量	2	2	2	2	2
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○養育上の諸問題の解決・軽減につながる事業に努めるなど、需要を見ながら対応を検討します。

⑤ 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

■ 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保目標量	0	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の需要の動向を見ながら、実施に向けて取り組んでいきます。

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

■子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保目標量	0	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要の動向を見ながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から、就学前児童では「幼稚園の預かり保育」利用者は1.1%、「その他の一時預かり」利用者は6.6%となっています。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	322	613	116	800	900
幼稚園の預かり保育	0	0	0	0	0
その他の一時預かり	322	613	116	800	900
②第二期計画値	946	946	891	853	803
幼稚園の預かり保育	0	0	0	0	0
その他の一時預かり	946	946	891	853	803
乖離（②－①）	624	333	775	53	▲ 97

※2024年度実績は見込み値



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	615	570	465	430	357
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	0	0	0	0	0
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	615	570	465	430	357
②確保目標量	615	570	465	430	357
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	0	0	0	0	0
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	615	570	465	430	357
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○すべての保育所、認定こども園で一時預かりが実施できるよう、各保育施設と実施に向けた協議を行います。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○年間実利用者数をみると、40人以上で推移しています。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	42	48	39	44	40
②第二期計画値	31	31	29	28	27
乖離（②－①）	▲11	▲17	▲10	▲16	▲13

※2024年度実績は見込み値



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	36	35	34	34	34
②確保目標量	36	35	34	34	34
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後、時間の拡大等のニーズがあらわれた場合には、保育所との調整を検討します。

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○ニーズ調査の結果から、病気やケガで保育所や幼稚園が利用できなかったことが「あった」67.1%のうち、「病児・病後児の保育を利用した」就学前児童は5.3%となっています。また、父親・母親が休んで対処した方のうち36.0%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答しています。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	17	17	40	55	60
②第二期計画値	225	225	212	203	191
乖離（②－①）	▲208	▲208	▲172	▲148	▲131

※2024年度実績は見込み値



■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保目標量	40	40	40	40	40
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○現在、認定こども園が1か所整備されていますが、今後未整備の保育所・認定こども園と協議し、ニーズに対応できるよう検討していきます。

⑤ 児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）【新規】

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

■ 児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保目標量	0	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○関係機関と連携し、ニーズに対応できるよう検討していきます。

（４）その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○町に妊娠届出書を提出した際に1人当たり14回分の受診票を交付します。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	32	28	30	21	25
②第二期計画値	33	35	32	30	28
乖離（②－①）	1	7	2	9	3

※2024年度実績は見込み値



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	30	30	24	24	24
②確保目標量	30	30	24	24	24
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も対象者への啓発を行い、定期的な受診を勧めます。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業ですが、五所川原圏域で取り組んでいます。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保目標量	0	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要の動向を見ながら、近隣市町村と連携を図り取り組んでいきます。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の動向等を見ながら、事業の実施について検討を行います。

④ 多様な主体が本制度に参入するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■多様な主体が本制度に参入するための事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の動向等を見ながら、事業の実施について検討を行います。

⑤ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

■親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保目標量	0	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○現状では個別に相談対応していることや、子育て支援センターが同じ悩みや不安を抱える保護者同士が繋がる場としていることから、今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じ対応していくものとします。

⑥ 妊婦等包括相談支援事業

主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

■妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：回

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	45	45	45	45	45
②確保目標量	45	45	45	45	45
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、情報提供や相談等を行います。

⑦ こども誰でも通園制度

認可保育所や認定こども園などを利用していない生後6カ月から3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業です。

■こども誰でも通園制度の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	2	2	2	2
②確保目標量	0	2	2	2	2
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の国の動向を注視しながら、令和8年度からの実施に向け、取り組んでいきます。

⑧ 産後ケア事業

出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

■産後ケア事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保目標量	0	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の動向を見ながら、実施機関との連携を密にし、産婦の体調管理や、不安感の軽減を図り、取り組んでいきます。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

国において平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。これに基づく取組等については、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載されました。

また、「新・放課後子ども総合プラン」は、令和5年度末で終了となりましたが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」がとりまとめられ、引き続き計画に盛り込むことにより、計画的な放課後児童対策を推進することができるかとされています。

(1) 放課後児童対策パッケージの趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保（152万人分）や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況である。
- 放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、とりまとめた。
- 「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成に向け、本パッケージは令和5～6年度に取り組む内容をまとめたものである。

◆小学校低学年の場合

現状と課題

- ニーズ調査の結果から、小学校低学年のうちに放課後過ごさせたい場所をみると、就学前児童では「放課後児童クラブ（レッツ！ふかうら）」が54.5%となっています。小学生では「放課後児童クラブ（レッツ！ふかうら）」が68.7%となっています。

■放課後児童クラブ（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	61	64	58	54	62
1年生	15	19	18	20	26
2年生	24	20	19	16	21
3年生	22	25	21	18	15
②第二期計画値	54	50	48	54	53
1年生	21	21	21	27	22
2年生	17	15	15	15	19
3年生	16	14	12	12	12
乖離（②－①）	▲7	▲14	▲10	▲0	▲9

※2024年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	54	43	39	32	35
1年生	18	12	17	9	16
2年生	24	17	12	16	9
3年生	12	14	10	7	10
②確保目標量	54	43	39	32	35
1年生	18	12	17	9	16
2年生	24	17	12	16	9
3年生	12	14	10	7	10
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

◆小学校高学年の場合

現状と課題

○ニーズ調査の結果から、小学校高学年のうちに放課後過ごさせたい場所をみると、就学前児童では「放課後児童クラブ（レッツ！ふかうら）」が45.5%となっています。小学生では「放課後児童クラブ（レッツ！ふかうら）」が53.7%となっています。

■ 放課後子ども教室（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	43	46	43	40	45
4年生	18	25	20	15	16
5年生	15	13	15	13	17
6年生	10	8	8	12	12
②第二期計画値	32	29	27	24	21
4年生	21	17	14	13	12
5年生	5	7	6	5	4
6年生	6	5	7	6	5
乖離（②－①）	▲11	▲17	▲16	▲16	▲24

※2024年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	46	44	46	41	34
4年生	19	16	19	13	9
5年生	15	17	14	17	12
6年生	12	11	13	11	13
②確保目標量	46	44	46	41	34
4年生	19	16	19	13	9
5年生	15	17	14	17	12
6年生	12	11	13	11	13
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	〇国の方針を確認しながら引き続き事業の継続を見込んでいます。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では普及を図ることとされています。

そのため、保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取組を進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行を視野にいれ検討していきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育所・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。

第6章

こどもの貧困の解消に向けた対策

第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策

1 こどもの貧困の解消に向けた対策について

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の第1条には、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする旨が定められています。

本町では従来から、貧困が世代を超えて連鎖しない社会を目指して様々な事業を実施していますが、令和元年6月の法改正に伴い、市町村における計画的な取り組みを推進するために、市町村計画の策定が努力義務となったことから、本計画にこどもの貧困の解消に向けた対策を整理して位置づけ、本町としての取り組みを進めていくものです。

2 市町村計画

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律では、地方公共団体には地域の状況に応じた施策を策定し実施することが求められています。市町村計画は、この施策を推進するために、国が定める「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」と県が定める県計画を勘案して、市町村が定めるものです。

本町では、これまでも「経済的支援」「教育の支援」「生活の支援」の3つの支援を中心に、こどもの貧困の解消に向けた対策に関連する事業を実施していますが、その他に県の所管による事業も施策の重要な位置づけを占めています。こどもの貧困の解消に向けた対策は、本町だけでなく、国や県も含めた関係機関相互の連携により推進されることが重要です。

3 本町における取り組み

本町は従来から様々な事業に取り組んでいますが、こどもの貧困の解消に向けた対策に特化したものではなく、「経済的支援」「教育の支援」「生活の支援」の3つの支援について、取り組んでいるものです。

こどもの貧困の解消に向けた本町における主な取り組み

取組・事業名	事業内容	担当課
児童相談体制の確立	町の児童相談体制の強化を図るとともに、児童相談所や特別支援学校との連携を一層深め、児童の健全育成のための支援体制の充実に努めます。	健康推進課
民生児童委員活動の推進	民生児童委員・主任児童委員と小中学校、保育所・認定こども園との連携を図り、地域における相談体制の整備促進を図ります。	福祉課
広報紙による子育て情報提供の充実	子育てに関する各種イベントや地域活動等を広報紙やホームページに掲載し、情報の提供を行います。	福祉課 保育所 認定こども園
子育て電話相談	電話による育児の悩みや不安等について、保健師等が対応します。また、電話相談は随時実施します。	健康推進課
養育支援訪問事業	必要な家庭を対象に適切な対応を実施していきます。	健康推進課 福祉課
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭の生活や子育てに関する心配事等について、民生委員や保健師等と連携を図り、対応に努めます。	福祉課
母子福祉貸付事業の推進	母子家庭の経済基盤の安定のため、必要な世帯に対し適切な情報提供を行い、利用の推進に努めます。	福祉課
ひとり親家庭等医療費助成事業の推進	ひとり親家庭等に対する医療費助成事業を推進し、児童の健全育成と福祉の増進を図ります。	福祉課
保育料の軽減	低所得世帯の保育料負担のあり方を含め、適正な保育料体系の設定に努めます。また、2人以上の保育所・認定こども園入所児童及び第3子以降の保育料軽減に努めます。	福祉課
子ども医療費の助成	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもが医療機関にかかった際に窓口で支払う、保険医療の自己負担分の助成を図ります。	福祉課
思春期保健相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図ります。	健康推進課
教育相談事業の充実	今後は、心の教育相談員の配置を見直し、学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図ります。	教育課
保育・教育相談窓口の整備	障害のある子どもの早期発見から教育相談体制等、より気軽に相談できる体制の整備充実を図ります。また、特別支援学校・児童相談所との連携を密にしながら、適切な相談活動ができるように努めます。	福祉課 教育課 健康推進課
児童の人権を脅かす問題への対応強化	児童虐待やいじめ等、児童の人権を脅かす問題に適切に対処するため、児童相談所や保健所、警察、保育所・認定こども園、教育機関、家庭、民生委員等との連携強化を図ります。また、深浦町要保護児童対策地域協議会を定期的開催するとともに、関係機関との連絡を密にし、防止に努めます。	健康推進課

給食費の無償化事業	令和6年10月より対象児童・生徒の給食費を無償化しています。	教育課
高校生等通学支援事業	当町に在住する高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、通学費等の援助として年間生徒一人あたり30,000円を給付しています。	教育課
要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金	要保護及び準要保護児童生徒の就学を援助するために学用品費等購入費の一部を援助費として支給しています。	教育課
学校評議員設置事業	学校・家庭・地域が連携しながら一体となって子どもたちの健やかな成長に寄与するため、地域に開かれた学校づくりを推進する目的で、管内小・中学校に学校評議員を置いています。	教育課
特別支援教育支援員事業	通常の学級に在籍する教育上、特別な支援を要する児童生徒一人ひとりに適切な対応を行うために特別支援教育支援員を管内小・中学校5校に配置しています。	教育課
小学生「生きる力」育成研修会	ふるさとの自然の中で共同生活を行うことにより自主性や協調性を養い、たくましく「生きる力」を身につけることを目的に1泊2日でのキャンプを通して様々な体験活動を行っています。	教育課
小・中学校 ICT 環境整備事業	「GIGA スクール構想」に基づき、小・中学校の児童生徒にタブレット端末を配置し、ICT機器を活用した学習の充実を行っています。	教育課
スクールバス運転管理事業	小・中学校の遠距離通学となる児童生徒を対象に通学支援の一環として、登下校時にスクールバスを運行し保護者の費用負担なく、通学手段を確保しています	教育課

※事業の内容等については第4章の事業と重複しているものもあります。

A decorative oval frame with a dashed border, containing the chapter title. The frame is light gray and has two clusters of stylized flowers (daisies) in the top-right and bottom-left corners. The text is centered within the oval.

第7章

計画の推進・評価体制

第7章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

子どもは地域社会の中で、様々な人とのふれあいによって社会性や協調性を身につけていきます。本町に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点をふまえて施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

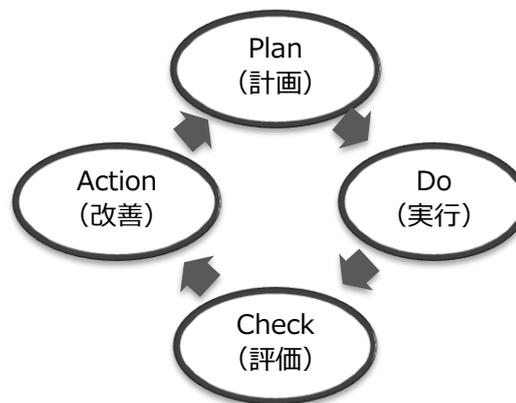
計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く町民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、町広報紙や町ホームページを活用するとともに、町民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、町広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して町民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

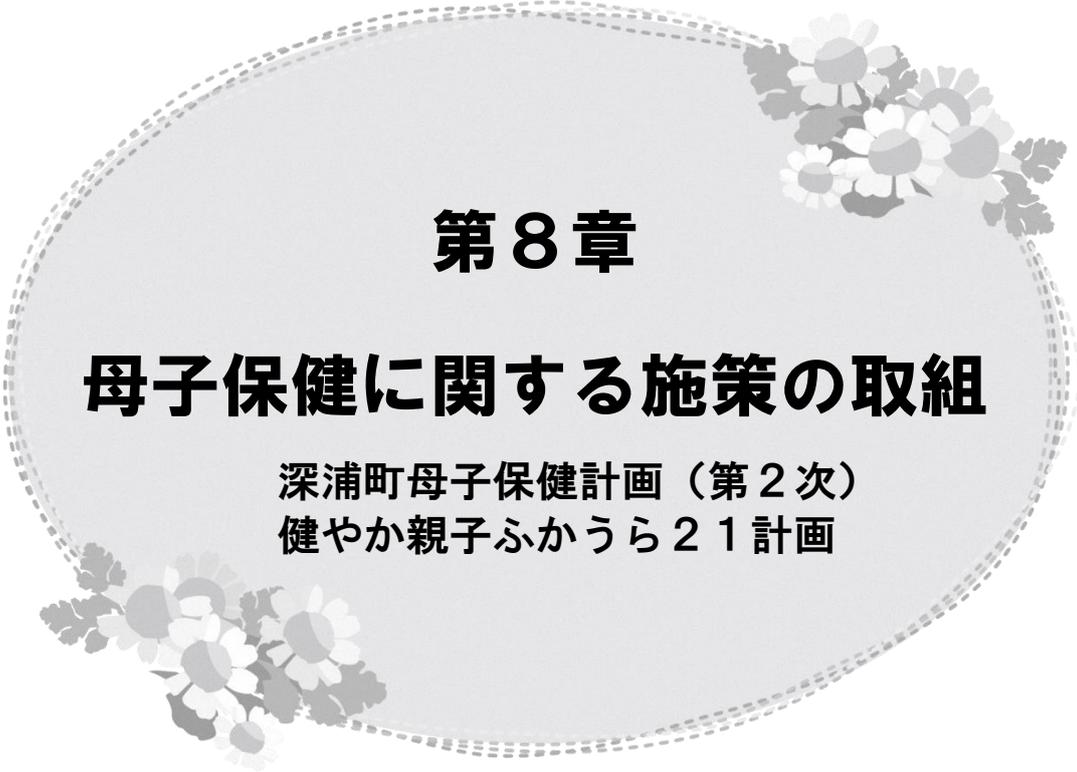
3 計画の進行管理と評価・点検

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し(Plan)、実行する(Do)ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施し、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。



そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

また、町民には広報やインターネット等を活用した意見の収集など、関係各課が町民の意見を吸い上げ、子ども・子育て支援施策に関する実施状況の把握や点検を継続的に行います。



第8章

母子保健に関する施策の取組

深浦町母子保健計画（第2次）
健やか親子ふかうら21計画

第8章 母子保健に関する施策の取組

～深浦町母子保健計画(第2次) 健やか親子ふかうら21計画～

1 深浦町が進める母子保健の取組

基盤目標1 安心、安全な妊娠・出産・育児ができる

健やかな妊娠期・出産期を迎えるために、自らの心身の状態を十分に知り、妊娠前から日常生活に気を配ることが大切です。

そのために、妊娠・出産に対する正しい知識の普及と情報提供を行い、妊婦健診や両親教室等が受けられ主体的な健康管理が行えるよう支援します。

また、産前・産後のサポートが必要な方の早期発見と適切なサポートにつなぐことができるよう関係機関との連携強化に努めます。

	指標名		直近値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
健康水準	1	全出生数中の低出生体重児の割合	11.1%	5.0%
健康行動	2	妊娠11週以内の妊娠の届出率	90.9%	100.0%
	3	妊娠中の妊婦の喫煙率	0.0%	0.0%
	4	妊娠中の妊婦の飲酒率	0.0%	0.0%
	5	うつ傾向の産婦の割合 (EPDS 9点以上)	11.1%	0.0%
環境整備	6	妊婦保健指導実施率	100.0%	100.0%
	7	新生児及び乳児訪問実施率	100.0%	100.0%
	8	養育支援訪問実施率	100.0%	100.0%

取組	
切れ目のない支援体制	母子保健、医療機関、子育て支援の関係機関が連携を図り、妊娠届出時から出産、子育ての時期まで継続した支援を行います。
妊娠期のサポート体制	妊婦保健指導等で妊娠や出産に関する相談に応じ、不安の解消に努めます。
出産後のサポート体制	産後はできるだけ早期に家庭訪問を行い、EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）等を活用し、個々にあったサポートを実施します。

基盤目標2 乳幼児期から規則正しい生活習慣を身につけ、親も子も健やかに成長し、笑顔で生活できる

乳幼児期は、心と体の発達の基礎を形成し、生活習慣が身につく大切な時期です。その時期に受ける乳幼児健康診査は、子どもの成長を把握し、障害や疾病を早期に発見する重要な取組であることから、健診の受診勧奨に努めます。

子どもの生活習慣は、保護者の生活習慣に影響されるため、家族ぐるみで健やかな生活習慣を確立するために、保護者等の健康意識を高める取組を推進します。

また、子どもの育ちなどに不安を抱える保護者とその子どもに寄り添い、適切な支援や相談が受けられるよう連携体制を充実します。発達段階や障害などに対し、正しく理解できるよう周知活動に努めます。

	指標名		直近値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
健康水準	1	むし歯のない幼児の割合	1歳6か月児92.9% 3歳児：100.0%	1歳6か月児： 100.0% 3歳児：95.0%
	2	3歳児健診での適正体重児の割合	82.4%	100%
健康行動	3	育児期間中の両親の喫煙率	父親：40.8% 母親：6.1%	父親：30.0% 母親：5.0%
	4	乳幼児健康診査受診率	乳児：100.0% 1歳6か月児： 100.0% 3歳児：100.0%	乳児：100.0% 1歳6か月児： 100.0% 3歳児：100.0%
	5	精密健康診査受診率	100.0%	100.0%
	6	仕上げ磨きをする親の割合	87.5%	100.0%
	7	3歳児健診で「おやつ時間は決まっている」子の割合	75.8%	80.0%
	8	3歳児健診で夜21時台までに寝る子の割合	88.2%	90.0%
	9	1歳までにBCG接種を終了している子の割合	100.0%	100.0%
	10	1歳6か月までに四種混合・麻しん風しんの予防接種を終了している子の割合（※）	80.0%	100.0%
環境整備	11	乳幼児健康診査 未受診者フォロー率	対象者なし	100.0%
	12	精密検査受診後の治療状況等の把握率	71.5%	100.0%
	13	経過観察児のフォロー率 保育所・認定こども園巡回相談等心理士による発達精検	・健診内フォロ ー 85.7% ・巡回相談等での フォロ ー 72.2%	100%

（※）2024年4月より四種混合ワクチン（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）とヒブワクチンを混合した五種混合ワクチンが導入され、2024年2月以降に生まれた赤ちゃんは原則として五種混合ワクチンを接種します。このことから、指標10については、四種混合ワクチン接種者と五種混合ワクチン接種者を合わせた接種率で目標値を設定しています。

取組	
正しい知識の普及	乳幼児健診等で、望ましい生活リズムや生活習慣、お酒やたばこの害について、正しい知識の普及に努めます。また、子どもの社会性の発達過程や発達障害等について情報提供を行います。
フォロー児への支援体制	広報やホームページ、ポスター等で育児や子どもの発達に関する相談機関を周知します。また、健康推進課・福祉課及び教育課と連絡会議を行い、子どもの発達段階に応じた支援体制の充実を図ります。乳幼児健診や保育所・認定こども園で育てにくさを感じている親を早期に把握し、適切な支援に結びつけます。

基盤目標3 地域に守られながら、子ども自らこころとからだの健康を考え行動できる力がつく

学童期・思春期は、子どもから大人の体へと成長し、心も大きく変化する時期です。将来、親となり次世代を育むために、命の大切さや、心身の健康づくりを早いうちから認識して、行動できることが大切です。

子ども一人ひとりが、心身の健康について正しい知識を学び、自分と他者を大切にし、適切な生活習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた健康教育や思春期教育等の実施に努めます。

	指標名	直近値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
健康水準	1 妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合	100.0%	100.0%
健康行動	2 積極的に育児をしている父親の割合	93.3%	95.0%
	3 痩身傾向児の割合	(%) 小学 中学 男 4.55 0.0 女 1.14 0.0	(%) 小学 中学 男 0.0 0.0 女 0.0 0.0
	4 肥満傾向児の割合	(%) 小学 中学 男 21.6 14.9 女 13.6 18.5	(%) 小学 中学 男 9.0 12.4 女 13.4 11.5
	5 生涯にわたって喫煙しないと思う子の割合	94.6%	100.0%
	6 むし歯のない子どもの割合（中1）	53.7%	60.0%
	7 喫煙予防教室の実施率	100.0%	100.0%
	8 生活習慣病予防健診受診率	81.0%	85.0%
	9 SOSの出し方教育の授業の実施率	100.0%	100.0%
	10 思春期教室実施率	100.0%	100.0%

取組	
父親の育児参加について	母親の孤立や育児負担の軽減が図れるよう、妊婦保健指導時や乳児訪問時に、父親の役割についてのパンフレットを配布し、父親の育児参加や家事分担を促していきます。
地域での仲間づくりについて	訪問や健診時に子育て支援センター等の情報提供を行い、地域での子育ての仲間づくりを促します。転入者へは、訪問・電話等で丁寧に対応し、地域で孤立せずに安心して楽しみながら子育てできるように、子育て支援センターや相談機関等について情報提供を行います。
保育所・認定こども園及び教育機関との連携	早寝早起き・朝ごはん摂取などの正しい生活リズムや生活習慣、お酒やたばこの害、また心身の健康や性について、正しい知識の普及に努めます。

基盤目標4 親が心にゆとりをもち子育てできる

乳幼児健診のアンケート調査において、育児不安や育児ストレスを抱えている保護者がみられました。そのような中、母子保健事業は妊産婦訪問、乳児訪問、乳幼児健康診査など、妊娠期や乳幼児期まで展開しており、不安を抱える保護者の早期発見ができる重要な役割を担っています。気になる親子に対しては、関係機関と連携しながら、状況の確認を行うとともに、適切な支援につなげます。同時に、地域や関係機関と協力し、子育てしやすい環境づくりを目指します。

	指標名	直近値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
健康水準	1 子どもを虐待していると思う親の割合	乳児：6.3% 1歳6か月児 20.0% 3歳児：37.5%	乳児：0.0% 1歳6か月児：8.0% 3歳児：10.0%
	2 ゆったりした気持ちで子どもと過ごせる時間があると答える親の割合	乳児：81.3% 1歳6か月児： 100.0% 3歳児：82.4%	乳児：100.0% 1歳6か月児： 100.0% 3歳児：85.0%
健康行動	3 乳児ゆさぶられ症候群を知っている親の割合	100.0%	100.0%
	4 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	88.9%	100.0%
環境整備	5 子育てのサポートをしてくれる人がいる親の割合	94.0%	100.0%
	6 特定妊婦への早期支援及び継続支援の割合	100.0%	100.0%
	7 養育支援訪問実施率（再掲）	100.0%	100.0%
	8 要保護児童対策地域協議会（実務者会議）の開催状況	年3回実施	年3回以上実施

取組	
早期支援が必要な母子への対策	育てにくさを感じている保護者、保護者への育児サポートが必要と判断される家庭へ妊婦保健指導・乳児訪問・乳幼児健診等で早期に必要な支援を行います。
虐待予防の対策	乳幼児健診未受診者や地域及び関係機関からの情報提供により一歩踏み込んだ支援が必要と判断された家庭については、要保護児童対策地域協議会において関係機関と確実な情報共有を行い、支援の必要性や支援方法を協議し、地域で親子を守ります。

2 計画を着実に進めるために

(1) 深浦町母子保健計画（第2次）・健やか親子ふかうら21計画の周知

本計画は、子どもの健やかな成長や親の子育てを地域で支えるための計画であるため、家庭や地域、学校などの地域関係機関、関連団体などと連携を図り、協議により推進していきます。

そのため、多くの町民に本計画に対する理解や認識を深めていただく必要があり、深浦町ホームページ、乳幼児健診の会場などで計画の周知を図ります。

(2) 国や県との連携

本計画に位置づけた取組は、町が単独でできるもののほかに、法律や制度などに基づく事業があります。また、事業を進めていくなかで、広域的に関係機関との連携が必要な場面が出てくる可能性もあることから、国や県との連携を深めつつ、計画を推進します。



資 料 編

資 料 編

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、2019（令和元）年5月10日に可決・成立し、2019（令和元）年10月1日から全面的に実施となりました。

（1）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

2014（平成26）年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
2017（平成29）年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
2018（平成30）年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」（とりまとめ）
2018（平成30）年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
2018（平成30）年10月15日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月17日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回目）
2018（平成30）年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
2019（平成31）年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回目）
2019（令和元）年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
2019（令和元）年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
2019（令和元）年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行
2020（令和2）年5月28日	「少子化社会対策大綱」（閣議決定）
2020（令和2）年12月21日	「新子育て安心プラン」（閣議決定）
2021（令和3）年5月28日	子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律が成立
2021（令和3）年12月21日	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（閣議決定）
2022（令和4）年6月15日	こども基本法成立
2023（令和5）年4月1日	こども家庭庁発足
2023（令和5）年12月22日	「こども大綱」「こども未来戦略」（閣議決定）

(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019（令和元）年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。

(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

■ 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育 (標準的な保育料)の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円(注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円)まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)。

■ 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

■ 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制化)。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

■ 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(3.7万円)までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一部預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

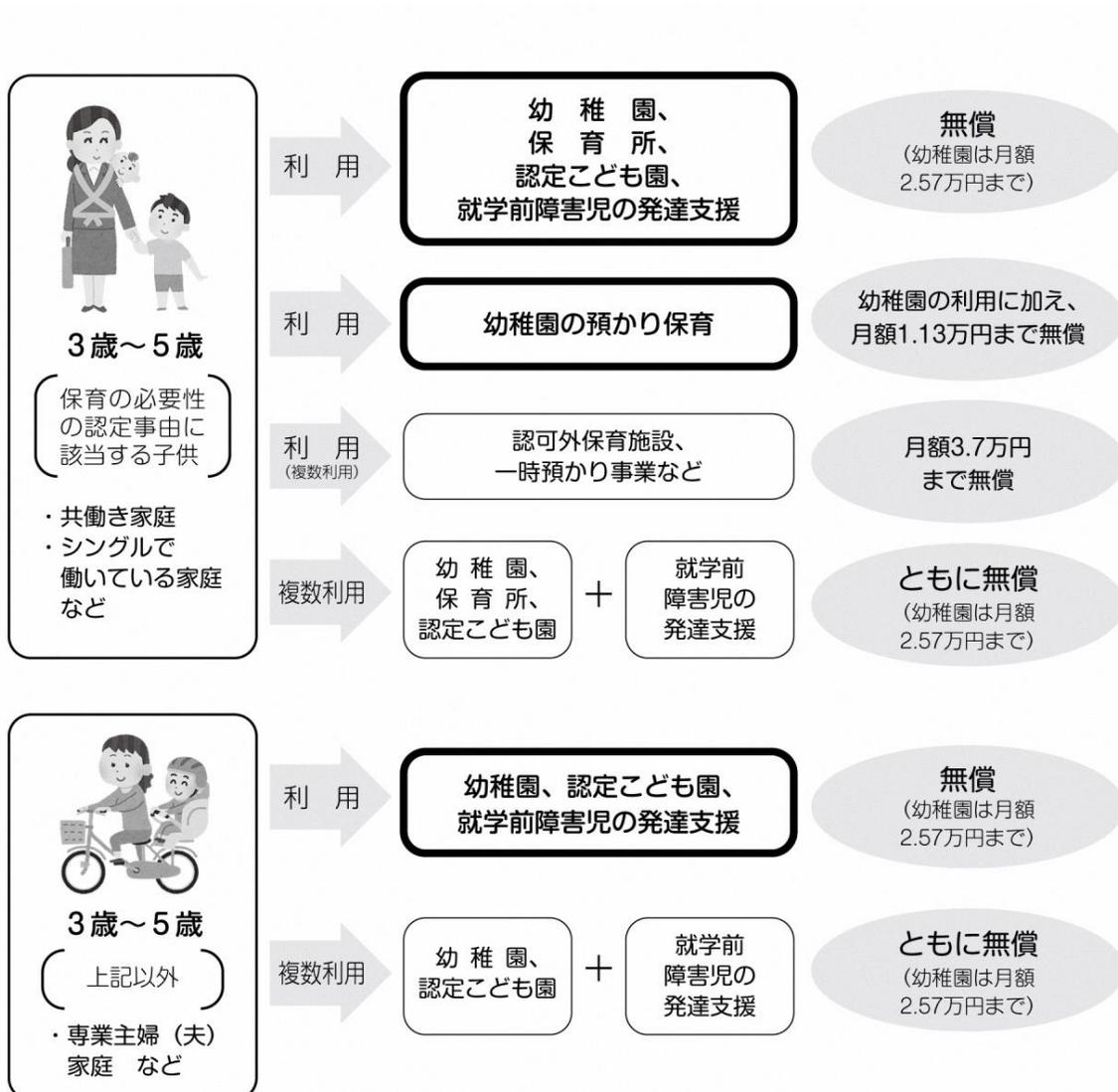
■ 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障害児の発達支援

■ 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化

■ 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料:内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より

2 深浦町 子ども・子育て会議条例

(1) 設置要綱

平成 25 年 9 月 13 日

条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、深浦町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉・子どもに関係する事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 子どもの保護者等
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 7 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、

その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(深浦町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 深浦町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年深浦町条例第43号）の一部を改正する。

(2) 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	岩根 環	町議会総務文教常任委員長
副会長	本間 和夫	町子育て支援センター「ほほえみ」 ((福)愛児福祉会理事長)
委 員	坂崎 博之	町保育園連絡協議会長(みはる保育園長)
委 員	小笠原 茂	町校長会長(大戸瀬中学校)
委 員	熊谷 とも子	学識経験者(元深浦町職員・子育て支援担当)
委 員	佐藤 京子	主任児童委員
委 員	大谷 尚哉	町連合PTA会長(深浦中学校)
委 員	山内 幸子	一般町民(深浦地区)
委 員	三浦 彩子	一般町民(岩崎地区)
委 員	藤田 汐子	一般町民(大戸瀬地区)
委 員	平山 真耶	健康推進課保健師
委 員	小野 聖司	教育課長
委 員	赤石 卓美	福祉課理事

(3) 会議の開催日と審議内容

【2024（令和6）年度】

第1回

日 時	令和6年10月24日（木）13時30分～
場 所	深浦町役場 3階 大会議室
審議内容	(1) ニーズ調査結果報告書について (2) 第三期子ども・子育て支援事業計画について (3) その他

第2回

日 時	令和7年2月6日（木）13時30分～
場 所	深浦町町民総合センター 町民文化ホール
審議内容	(1) 第三期子ども・子育て支援事業計画（素案）について (2) その他

第3回

日 時	令和7年3月17日（月）13時30分～
場 所	深浦町町民総合センター 町民文化ホール
審議内容	(1) パブリックコメント結果報告について (2) 第三期子ども・子育て支援事業計画（最終案）について (3) その他

パブリックコメント

日 時	令和7年2月26日（水）～令和7年3月11日（火）
実施方法	深浦町第三期子ども・子育て支援事業計画（素案）の縦覧場所を町HP及び福祉課窓口に設定し、意見を公募。
結 果	提出意見 なし



深浦町 第三期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行元 深浦町役場 福祉課 子育て支援係

住 所 〒038-2324

青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 84 番地 2

TEL 0173-74-2111 FAX 0173-74-4415

URL <https://www.town.fukaura.lg.jp/>

